盛岡市火葬場整備等事業

業務要求水準書

平成20年11月４日

（平成20年12月16日修正）

（平成21年２月３日修正）

盛　岡　市

目　　次

第１　総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１　本書の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　事業の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
３　事業者グループへの期待 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
４　業務範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(1) 設計業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(2) 建設業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(3) 工事監理業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(4) 火葬炉整備業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(5) 火葬炉運転・保守業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(6) 運営業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(7) 維持管理業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
５　事業期間等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
６　遵守すべき法令等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
７　業績の監視 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
８　事業期間満了時の水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
９　要求水準の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
10　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第２　施設整備業務要求水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
１　施設の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
２　基本要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(1) 敷地条件等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(2) 想定規模，概要等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(3) 燃料等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(4) 適用基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
３　計画概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(1) 全体構成及び配置計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(2) インフラ設備との接続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(3) 設備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(4) 仮設計画及び現施設解体計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
４　施設概要・仕様等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(1) 施設概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(2) 施設概要・仕様条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(3) 仕上計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
５　業務の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

(1) 設計業務の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
(2) 建設業務の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
(3) 工事監理業務の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
第３　火葬炉整備業務要求水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
１　火葬炉設備要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
(1) 基本要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
(2) 機械設備工事仕様 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
(3) 電気・計装設備工事仕様 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
(4) 運営・支援システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
２　業務の要求水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
(1) 火葬炉設計業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
(2) 火葬炉建設業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
第４　火葬炉運転・保守業務要求水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
１　基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
(1) 火葬炉運転・保守業務の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
(2) 費用の負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
２　業務の要求水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
(1) 火葬炉運転業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
(2) 火葬炉保守業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
第５　運営業務要求水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
１　基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
(1) 運営業務の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
(2) 運営業務の業務の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
(3) 費用の負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
２　基本要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
(1) 火葬場の経営者等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
(2) 施設の開場日等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
３　業務の要求水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
(1) 施設利用予約受付業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
(2) 車両等誘導業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
(3) 窓口受付業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
(4) 告別業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
(5) 炉前業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
(6) 収骨業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
(7) 残骨灰及び集じん灰処理業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
(8) 待合関連業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
(9) 売店等運営業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

(10)　公金徴収代行業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
(11)　庶務的業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
(12)　総括業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
4　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
(1) 引取手のない焼骨の供養の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
(2) 大規模災害時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
第６　維持管理業務要求水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
1　基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
(1) 維持管理業務の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
(2) 維持管理業務の業務の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
(3) 用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
(4) 費用の負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
2　業務の要求水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
(1) 建物保守管理業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
(2) 建物設備保守管理業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
(3) 緑地・外構等維持管理業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
(4) 清掃業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
(5) 警備業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
(6) 環境衛生管理業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
(7) 除雪業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
(8) 備品等管理業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
(9) 大規模修繕業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
第７　経営等管理要求水準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
1　基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
2　事業者グループの体裁等に関する報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
(1) 実施体制図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
(2) 事業者グループが締結する契約又は覚書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
(3) 保健の一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
3　事業者の経営等に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
(1) 財務に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
(2) 経営等に関する報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
第８　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
1　市への提出書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
2　業務実施に関する留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
3　事業期間満了に伴う明渡し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

第１　総則

１　本書の位置付け

本要求水準書は，盛岡市（以下「市」という。）が盛岡市火葬場整備等事業（新火葬場の施設の設計・建設（現盛岡市火葬場（以下「既存火葬場」という。）の施設の解体・撤去及び駐車場の設計・建設を含む。）から完成後の運営・維持管理までの一連の業務をいう。以下「本事業」という。）を実施するに当たって，本事業を実施する事業者グループ（個別業務を実施する民間事業者のグループである企業グループ又は企業グループの構成員の全部若しくは一部の出資によって設立される特別目的会社をいう。以下同じ。）に要求する施設等の要求水準を示すもので，施設整備業務要求水準（設計業務，建設業務及び工事監理業務の要求水準をいう。以下同じ。），火葬炉整備業務要求水準，火葬炉運転・保守業務要求水準，運営業務要求水準，維持管理業務要求水準及び経営管理要求水準から構成される。

２　事業の経緯

既存火葬場は，市内唯一の火葬施設として，岩手・玉山環境組合や矢巾町，雫石町，紫波町の４施設と共に，市民をはじめ近隣自治体住民の火葬需要にこたえている。

一方，既存火葬場は，昭和57年４月の供用開始から26年以上が経過し，施設・設備の老朽化や利用上の問題，加えて将来的に見込まれる火葬需要への対応など，さまざまな課題を抱えている。

このような状況の下，市では，これらの課題の解決に向け，平成14年度に庁内関係課による連絡会議を開き，平成15年度には助役を委員長とする庁内組織の火葬場整備検討委員会を設置し，施設の現況と課題，整備の考え方や方向性等について議論を重ね，平成17年度に盛岡市火葬場整備方針案を取りまとめ，平成18年度には，この方針案を基に，新たなアクセス道路の整備も含め，盛岡市火葬場整備基本構想を策定し，平成23年度の供用開始を目途に，現在地において建替えによる本施設（本事業により整備される火葬場，駐車場等をいう。以下同じ。）の整備を図ることとした。

３　事業者グループへの期待

(1) 優良な火葬サービスの提供

火葬場は，故人と最後のお別れを行う場所であり，人生の終えんの場としてふさわしい優良な火葬サービスが求められる。市は，本事業に民間活力を導入することによって，事業者グループの持つノウハウや水準改善意欲等が活用され，市民に対して，利用者のニーズや心情に十分配慮された優良な火葬サービスが提供されることを期待する。

(2) 環境負荷低減への配慮

市では，平成12年3月に「環境基本計画」を策定し，『未来につなぐ豊かな緑・清らかな

水・うるおいのある盛岡』をスローガンに，環境に関するさまざまな施策を実施している。市は，本施設の整備に当たって，事業者グループの持つノウハウや高度な技術力等が活用され，環境負荷の低減に配慮した創意工夫が講じられることを期待しており，特に，本施設の火葬炉設備について，ダイオキシン類等の発生抑制策が講じられることを期待する。

(3) 既存火葬場の適切な運営

本事業では，既存火葬場の施設を稼動させながら，本施設の整備を行う必要がある。この整備に当たっては，市は，事業者グループの高度な技術力が活用されることにより，既存火葬場の運営に支障を来たすことのない，利用者の安全性に配慮した仮設計画及び既存火葬場の施設解体計画が実施されることを期待する。

(4) ライフサイクルコストの軽減

昨今の市の厳しい財政状況を考慮すると，低廉で良質な市民サービスを提供していく必要があり，一層のコスト削減が求められる。市は，事業者グループの技術的・経営的能力を活用することで，効率的かつ効果的に業務が遂行され，本事業に係るライフサイクルコストの軽減が図られることを期待する。

(5) 地域経済の振興

市は，本事業に民間活力を導入し，従来，市が担ってきた事業を民間にゆだねることで，民間の新たな事業機会が創出されることを期待している。事業者グループにおいては，本事業の応募に当たり，地元雇用の創出や市内企業の育成等地域経済の振興に配慮がなされることを期待する。

4　業務範囲

本事業における事業者グループの業務範囲は，次のとおりとする。なお，火葬場の使用許可及びその使用料の徴収に係る事務は市の，分骨の許可等及びそれらの手数料の徴収に係る事務は事業者の業務とする。

(1) 設計業務

ア　建築設計業務

イ　造成等設計業務

ウ　施設整備計画に伴う各種申請等の業務

(2) 建設業務

ア　敷地造成業務

イ　施設整備等業務（工事期間中，既存火葬場の施設の一部が使用できない状況となる場合にあっては，当該使用できない部分を代替するための仮設の施設の設置を含む。）

ウ　施設建設に伴う各種申請等の業務

エ　既存火葬場解体業務

オ　備品整備業務

(3) 工事監理業務

ア　工事監理業務

(4) 火葬炉整備業務

ア　火葬炉設計業務

イ　火葬炉建設業務

(5) 火葬炉運転・保守業務

ア　火葬炉運転業務

イ　火葬炉保守業務

(6) 運営業務

ア　施設利用予約受付業務

イ　車両等誘導業務

ウ　窓口受付業務

エ　告別業務

オ　炉前業務

カ　収骨業務

キ　残骨灰及び集じん灰処理業務

ク　待合関連業務

ケ　売店等運営業務

コ　公金徴収代行業務

サ　庶務的業務

シ　総括業務

(7) 維持管理業務

ア　建物保守管理業務

イ　建物設備保守管理業務

ウ　緑地・外構等維持管理業務

エ　清掃業務

オ　警備業務

カ　環境衛生管理業務

キ　除雪業務

ク　備品等管理業務

ケ　大規模修繕業務

5　事業期間等

(1) 設計期間　平成21年10月から平成22年８月まで

(2) 建設期間　平成22年８月から平成24年９月まで

(3) 供用開始　平成24年２月（火葬棟の供用開始）

平成24年10月（駐車場棟の供用開始）

(4) 運営・維持管理期間　平成24年２月から平成44年３月まで

(5) 既存火葬場の取扱い　既存火葬場の火葬炉は，本施設の火葬棟の供用開始の日の前日まで稼動させる。

6　遵守すべき法令等

事業者グループが本事業を実施するに当たって遵守すべき法令等を例示すると，おおむね次のとおりである。

(1)　法令等（法律にあっては，その法律に基づく政令，省令及び告示等を含む。）

・労働基準法（昭和22年法律第49号）
・地方自治法（昭和22年法律第67号）
・墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
・消防法（昭和23年法律第186号）（この法律に基づく例規を含む。）
・建設業法（昭和24年法律第100号）
・屋外広告物法（昭和24年法律第189号）
・建築基準法（昭和25年法律第201号）（この法律に基づく例規を含む。）
・宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（この法律に基づく例規を含む。）
・電気事業法（昭和39年法律第170号）
・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
・都市計画法（昭和43年法律第100号）
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（この法律に基づく例規を含む。）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
・警備業法（昭和47年法律第117号）
・振動規制法（昭和51年法律第64号）
・ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

・景観法（平成16年法律第110号）
・高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年３月31日付け衛企第17号厚生省生活衛生局企画課長通知）

(2)　例規等（条例の場合にあっては，その条例に基づく規則及び告示等を含む。）
・岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成５年岩手県条例第35号）
・ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号）
・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）
・盛岡市火葬場条例（昭和33年盛岡市条例第38号）
・盛岡市水道事業給水条例（昭和35年盛岡市条例第14号）
・盛岡市下水道条例（昭和36年盛岡市条例第15号）
・盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成６年盛岡市条例第40号）
・盛岡市環境基本条例（平成10年盛岡市条例第11号）
・盛岡市墓地，埋葬等に関する法律施行条例（平成12年盛岡市条例第31号）
・盛岡市個人情報保護条例（平成16年盛岡市条例第７号）
・盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例（平成17年盛岡市条例第26号）
・盛岡市屋外広告物条例（平成19年盛岡市条例第68号）
・盛岡市都市景観形成建築等指導要綱（平成６年盛岡市告示第246号）
・盛岡市開発指導要綱（平成８年盛岡市告示第74号）

(3)　その他
・JIS（日本工業規格）
・JEM（日本電気工業会標準規格）
・JEC（日本規格調査会標準規格）
・その他施設の建設，維持，管理，運営に関する関係法令等

7　業績の監視

市は，事業者グループが自らの責任で行う各業務の実施状況等に関する業務監視に対して，業績監視を行う。業績監視の結果によって，市は，改善要求措置や運営・維持管理費及びその他の費用の減額等を行うことがある。なお，監視の具体的な時期及び方法並びに改善要求措置の詳細は，募集要項に示す。

8　事業期間満了時の水準

事業者は，事業期間（５の(1)の設計期間の初日から(4)の運営・維持管理期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）中の火葬炉保守，建物等の維持管理の業務を適切に行うことにより，事業期間の満了時においても，本施設の要求水準を満たす良好な状態に保持していなければならない。

9　要求水準の変更

(1) 要求水準の見直し事由等

市は，事業期間中に，次に掲げる事由が生じたときは，要求水準の見直し等を行うことがある。

ア　法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。

イ　災害，事故等により，特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更したとき。

ウ　市の事由により業務内容の変更が必要と認めらるとき。

エ　その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更の手続等

ア　市は，要求水準の見直し等に当たっては，あらかじめ，事業者グループに連絡するものとする。

イ　要求水準を見直した結果，要求水準が変更されたときは，これに必要な変更契約を締結するものとする。

ウ　要求水準が変更されたときは，必要に応じサービス購入料の変更を行うものとする。

10　その他

既存火葬場の名称は，盛岡市火葬場条例第２条の表で定められているが，表現が直截（せつ）的であり，本事業を機会に改称を考えては，との意見を市民等からいただいているところであり，本施設の供用に当たっては，同表の名称を改めることもある。

第２　施設整備業務要求水準

１　施設の基本方針

(1) 人生の終えんの場にふさわしい施設づくり

・葬送の場として求められる厳粛，静ひつな空間で，かつ，暖かみ，安らぎを演出する。

・華美な装飾はせず，極力シンプルな構成とし，可能な限り自然的ファクター（陽光，緑，水，風等）を取り入れ，特定のイメージを感じさせない（宗教色等のない）施設とする。

(2) 周辺環境に配慮した施設づくり

・周辺の墓地及び園路からの視点に対し，建物外観や設備開口に配慮するとともに，緩衝緑地帯を配置する。

・周辺敷地との高低差を考慮し，建物上部の景観等に配慮する。

・設備の排気については，無煙・無臭化を目指す。

(3) 人にやさしい施設づくり

・特に，高齢者の利用率が高いことを念頭に，だれにでも利用しやすい各種機能を有し，かつ，仕上げとする。

・高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及びひとにやさしいまちづくり条例にのっとった施設とする。

・高低差のある地形や多層建築物内を，極力負担の少ない移動が可能なように整備する。

(4) 管理運営のしやすい施設づくり

・利用者動線とサービス動線を明確に分離し，スムーズな管理が行えるよう配慮する。

・中央管理システムを整備し，効率化・省人力化を図る。

・サービスヤードは十分な広さを確保するとともに，建築構造においても将来の改修等を十分考慮した設計とする。

・日常管理（清掃，保守点検）のしやすい仕上げ，形状とする。

２　基本要件

(1) 敷地条件等

ア　位置

盛岡市三ツ割字寺山49番地内

イ　敷地面積

13,404㎡（市財産台帳）都市計画決定面積約8,370㎡

敷地求積図（別紙－1）参照

ウ　区域区分等

(ｱ) 都市計画

市街化調整区域

(ｲ) 防火地域

無指定

(ｳ) 建ぺい率

70%以下

(ｴ) 容積率

200%以下

エ　土地

市有地

オ　敷地の現況

(ｱ) 接続道路

a　既存の接続道路

市道愛宕町８号線（幅員６ｍ）

b　新たな接続道路の計画

(a) 名称　市道三ツ割72号線

(b) 整備計画（市施行）

第１期工事　平成21年４月から平成21年10月まで（予定）

第２期工事　平成23年９月から平成24年２月まで（予定）

第３期工事　平成24年４月から平成24年９月まで（予定）

市道三ツ割72号線計画図（別紙－２）及び工程表（案）（別紙－３）参照

詳細設計は，作成済み。

なお，都市ガスを熱源とするロードヒーティングを計画している。

(c) 接続位置等

接続位置及び接続長さの詳細は，市道三ツ割72号線計画図（別紙－２）による。

(ｲ) 敷地のレベル

a　敷地の現況レベル

敷地平面図（別紙－４）参照

b　敷地の造成レベル

接続道路のレベルに合わせることを前提とし，詳細なレベル設定については，事業者グループの提案による。

c　盛土等の土砂供給

岩手県盛岡地方振興局で調整が可能な場合がある。平成22年３月までに，事業者グループから市に必要数量の報告があれば，同年６月から土砂供給の調整に入る。

カ　環境アセスメント

本事業による施設の整備は，既存火葬場の施設の建替えであり，本事業の計画に際しては，環境影響評価を行わないが，事業者グループは，現況を把握した上で，本事業に係る環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

キ　敷地の地質及び地盤

地質調査業務委託報告書抄本（資料－１）参照。事業者グループは，自らの判断により本施設の建設のために更に地質調査が必要と認めたときは，事業契約締結後に，地質調査を実施するものとする。

ク　周辺インフラ整備状況

本事業に関連するインフラの整備状況等を参考として掲げると次のとおりである。

(ｱ) 上水道

現況図（別紙－５）参照

(ｲ) 下水道（汚水）

現況図（別紙－６）参照

(ｳ) 下水道（雨水）

現況図（別紙－６）参照

(ｴ) 都市ガス（盛岡ガス）

a　敷地周囲の整備状況等

新規敷設予定

b　ガスの種類

都市ガス

ケ　周辺状況

概要図（別紙－７）参照

なお，敷地の近傍に，仮設工事事務所用地として利用可能と思われる市の土地がある。

コ　緑地

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成10年岩手県条例第22号）及び盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（昭和46年盛岡市条例第50号）の趣旨に配慮し，周辺の自然環境との調和を考慮する必要がある。

(2) 想定規模，概要等

市が想定している本施設の規模，概要等は，次表のとおりである。

構　　造	事業者グループの提案による。
建 築 面 積	事業者グループの提案による。
延 床 面 積	3,060～3,740㎡＋自走式多層駐車場（150台以上）の範囲で事業者グループの提案による。
火葬炉基数	火葬炉９基（標準炉８基，大型炉１基）

胞　衣　炉	１基（胞衣等の焼却用）
集じん器	バグフィルター５基以上
告　別　室	２室
収　骨　室	３室
待　合　室	８室以上

(3) 燃料等

ア　通常時

(ｱ) 空調設備の燃料

空調設備の燃料は，都市ガスとし，盛岡ガス株式会社から供給を受けるものとする。

(ｲ) 火葬炉設備の燃料

火葬炉設備の燃料は，都市ガスとし，盛岡ガス株式会社から供給を受けるものとする。なお，運営・維持管理期間（第１の５の(4)に規定する運営・維持管理期間をいう。以下同じ。）内における本施設の使用ピーク時である平成42年度の１日当たりの火葬件数は，14件と想定している。

イ　災害時等

(ｱ) 空調設備

災害時等において通常時の燃料により空調設備が稼動できない状況になった場合にあっては，空調設備は稼動させないものとする。

(ｲ) 火葬炉設備の燃料

災害時等において通常時の燃料により火葬炉設備が稼動できない状況になった場合の代替燃料は，プロパンガスとする。なお，災害時等において優先的にプロパンガスの供給を受けることを内容とする協定を市と盛岡ガス株式会社との間で締結する予定としている。

ウ　非常用発電機の燃料

非常用発電機の燃料は，備蓄型燃料（白灯油，プロパンガス等）とし，事業者グループの提案によるものとする。燃料の容量は，建物保安用設備並びに火葬炉９基及び火葬業務遂行のために最低限必要な設備が，８時間稼働できる量とするものとする。なお，リスク分散のために，備蓄設備を１基以上設けるものとする。

(4) 適用基準

ア　施設の構造体耐震安全性の分類

施設の構造体耐震安全性の分類は，総合耐震計画基準（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）（平成８年版）の，Ⅱ類とする。

イ　施設の非構造部材耐震安全性能の分類

施設の非構造部材耐震安全性能の分類は，官庁施設の総合耐震計画基準（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）（平成８年版）の，Ａ類とする。

ウ　設備の耐震対策

設備の耐震対策については，官庁施設の総合耐震計画基準（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）（平成８年版）の耐震クラスを甲類とする。なお，甲類において，「採用が望ましいもの」とされているものの取扱いについては，事業者グループの判断によるものとする。

エ　施設の構造設計

施設の構造設計に当たっては，建築基準法（昭和25年法律第 201号）によるほか，次に掲げる基準に準拠するものとする。

・日本建築学会諸基準
・2007年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）
・官庁施設の総合耐震計画基準（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）（平成８年版）

オ　設計に当たっての留意事項

各工事の設計に当たっては，次に掲げる仕様書に準拠するものとする。

・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（平成19年版）
・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（平成19年版）
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（平成19年版）
・土木工事共通仕様書（岩手県県土整備部）（平成18年７月３日以降適用版）

カ　建築物の耐久性能

本施設の建築物としての耐久性能は，60年とする。

3　計画概要

(1) 全体構成及び配置計画

ア　動線計画

動線計画に当たっては，霊柩（きゅう）車到着，告別式，入炉，待機，出炉，収骨，退場と連続する葬送行為の流れを考慮し，会葬のスムーズな進行を確保した計画を立案するものとする。

特に，本施設は，盛岡市の葬儀慣習により，多数の会葬者が告別室周囲の空間を利用することが予測されるため，遺族等及び会葬者の動線については，十分な検討を必要とするものである。

また，高齢者，障がい者等の利用にも配慮した分かりやすい誘導表示を設置するものとする。

イ　利用者にやさしい施設

本施設は，高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及びひとにやさしいま

ちづくり条例の適用を受ける施設である。本事業では，これらの法令等を遵守しなければならない。

また，高齢者や障がい者をはじめ，すべての利用者が安心して利用できる，ユニバーサルデザインの概念に配慮した施設づくりに努めるものとする。

ウ　配置計画，外構計画の基準

本施設の配置計画又は外構計画では，次に掲げる事項を基本方針とするものとする。

(ｱ) 緑地，緑化

・盛岡市緑の基本計画の趣旨に基づいて敷地内環境の整備を行うことが望ましいこと。

・樹木は，冬にも葉の落ちにくい常緑樹の高木と低木との組合せを基本とすること。

(ｲ) 駐車場計画

・盛岡市における葬儀慣習により，火葬場には多くの会葬者が訪れ，会葬者が利用する乗用車等の車両の集中が予想されることから，接続道路から駐車場までの経路について，円滑な通行に配慮した屋外車両動線を実現し，併せて歩行者の安全を十分に確保すること。

・駐車台数は，バス３台（遺族等用３台），乗用車150台（会葬者用140台，障がい者用３台，来客用５台，葬祭業者用２台）以上を確保すること。

(ｳ) 融雪設備の設置

・会葬者が車両から乗り降りする建物の正面は，ロードヒーティングにより融雪すること。なお，ロードヒーティングの熱源は，事業者グループの提案による。この場合において，災害時等において通常時の熱源により稼動できない状況になった場合にあっては，ロードヒーティングは稼動させないものとする。

・駐車場，構内道路の傾斜路の安全対策を考慮すること。

(ｴ) 周辺環境への配慮

盛岡市都市整備景観形成建築等指導要綱に従い「歴史景観地　形成重点地区」，「近郊自然景観地　形成重点地区」としてそれぞれ必要な整備を行い，併せて国道４号及び歴史景観地からの眺望に配慮すること。

(ｵ) 環境保全性への配慮

環境保全性への配慮として，建築物総合環境性能評価システム（以下「CASBEE」という。）評価のラベリングは，必要としないが，指標としてCASBEE－新築においてＡ評価を満足するものとする。

(ｶ) 季節風対策

冬季の吹きだまり対策等風に対する影響について十分配慮した計画とすること。

(2) インフラ設備との接続

ア　上水道

配水管の分岐箇所から40Ａの給水本管を敷設する。

イ　下水道（汚水）

下水道公設ます敷地からの汚水，雑排水を加圧方式又は自然流下方式で放流する。放流方式は，事業者グループの提案による。

ウ　下水道（雨水）

敷地外付近の雨水接続ます（２の(1)のオの(ｱ)のｂの新たな接続道路の工事で設置する予定）に敷地からの雨水を放流する（排水計画図（別紙－８）参照）。

エ　電力（東北電力）

敷地内に引込柱を設け，同柱に設置の区分開閉器により，財産及び責任分界点とする。

なお，予備線及び予備電源の採用は，事業者グループの提案による。

オ　電話（ＮＴＴ東日本）

敷地内に引込柱（電力用引込柱と兼用するかは，事業者グループの判断によるものとする。）を設ける。引込柱から建物内ＭＤＦまでの配管工事は事業者グループ，ＮＴＴ柱から建物内ＭＤＦまでの配線はＮＴＴの工事とする。なお，光ケーブル及び２ルート引込みの採用は，事業者グループの判断によるものとする。

(3) 設備計画

空調，照度等の室内環境は，建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）（平成17年版）及び建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）（平成18年版）によるものとする。ただし，以下に特記してあるものについては，特記してあるものを優先するものとする。

火葬炉等の廃熱の再利用は，事業者グループの判断によるものとする。

コジェネレーションシステムや自然エネルギー利用等を計画する場合は，それにより生じる余剰エネルギーは，すべて本施設で利用するものとする。

ア　電気設備

(ｱ) 一般事項

・更新性，メンテナンス性を考慮したものとすること。

・主要機器は，屋内配置とすること。

・施設の各種機器の集中管理パネルを設置し，一括管理ができるようにすること。

・環境に配慮し，エコマテリアル電線の採用を積極的に行うこと。

・自然採光を積極的に取り入れる等照明負荷の削減について十分配慮した計画とすること。

(ｲ) 設備項目

ａ　電灯設備

・照明器具，コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常照明，誘導灯

等は，関連法令に基づき設置すること。

・高効率型器具，省エネルギー型器具等の採用を積極的に行うこと。

・吹抜等高所にある器具に関しては，自動昇降装置等で容易に保守管理ができるようにすること。

・外灯は，自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。

・各室において，照明の一括管理ができるようにすること。

b　動力設備

・ボイラー，空調機，ポンプ類，炉機械室等への配管配線工事及び幹線工事を行うこと。

・動力制御盤は，原則として各機械室内に設置すること。

c　避雷設備

・避雷設備が必要となる場合は，建築基準法に基づき設置すること。

d　受変電設備

・受変電設備は，電気室に設置し，受電，変電を行うこと。

e　静止型電源設備

・非常用照明，受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設けること。

・事業者グループが必要と判断する設備に，停電時補償用の無停電電源装置等を設けること。

f　発電設備

・災害時等に対応するため停電時非常用電源を装備すること。発電設備の能力は，各関連法令に定めのある機器類の予備電源装置として，及び施設内の重要負荷への停電時送電用として設置した上で，火葬炉９基（全炉）と火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼働できるものとすること。

・冷却方式は，空冷方式とすること。

g　構内情報通信網設備

・LANの導入が可能なように，配管配線工事を行うこと。

h　構内電話設備

・建物内の連絡用として，内線電話機能及び外部通信用としての電話設備を設置すること。また，公衆電話を最小限１台設置すること。

i　情報（時刻）表示設備

・親時計を管理室に設け，施設内要所に子時計を設置し，配管配線工事を行うこと。

j　拡声設備

・関連法令及び施設内案内用に放送設備を設置し，配管配線工事を行うこと。

・ＢＧＭの実施等についても考慮すること。

k　誘導支援設備

・障がい者用駐車場等にインターホン等を設置すること。

・エレベーター，多機能トイレ，会葬者用トイレに押しボタンを設け，異常があった場合，表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置すること。なお，押しボタンの設置位置については，工事期間中に市の指定する障がい者等の団体による検証を行った上で，確定させるものとする。

l　呼出し設備

・管理諸室間に業務連絡用としてインターホン設備を設けること。設置箇所は，４の施設概要・仕様等において明記するほか，事業者グループが必要と判断する箇所とするものとする。

m　テレビ共同受信設備

・ＢＳ・地上波デジタル放送に対応したアンテナを設置し，各室直列ユニットまでの配管配線工事を行うこととし，ＣＳ放送への対応は事業者グループの判断によるものとする。

・直列ユニットまでの配線を行う部屋，テレビの設置まで行う部屋は，４の施設概要・仕様等によるほか，事業者グループが必要と判断する箇所とする。

n　監視カメラ設備

・監視カメラ設備は，「火葬炉設備工事」により整備することとし，必要箇所への配管配線工事のみを，電気設備工事とする。

o　防犯設備

・建物出入口には，警備用監視カメラを設置し，常時出入りの監視ができるようにすること。その他防犯設備，監視設備等を適切に設置することとし，設置箇所については，事業者グループの提案による。

p　火災報知設備

・関連法令により，受信機，感知器等を設置し，配管配線工事を行うこと。

q　構内配電線路設備

・電力の引込み及び外構に関する配管配線工事を行い，配管は埋設方式とすること。

r　構内通信線路設備

・通信の引込みに関する配管工事を行い，配管は埋設方式とすること。

s　テレビ電波障害防除設備

・事業者グループは，計画内容による事前テレビ電波障害調査を実施するものとする。

・本施設の建設に伴い，近隣にテレビ電波障害が発生した場合は，本事業によりテレビ電波障害防除施設を設けること。

イ　機械設備

(ｱ) 一般事項

・省エネルギー，省資源を考慮した設備とすること。

・更新性，メンテナンスを考慮した計画とすること。

・地球環境及び周辺環境に考慮した計画とすること。

・降雪，凍結に対処した設備とすること。

・井水利用は，考慮しないものとする。

(ｲ) 設備項目

a　空気調和設備

(a) 熱源機器設備

・夏季の冷房，冬季の暖房，給湯用のシステムは，事業者グループの提案による。

(b) 空調設備

・各室の用途に応じ，室内環境を考慮した空調システムを採用することとし，方式については，事業者グループの提案による。

(c) 融雪設備等

・車寄せ等建物正面の車道及び歩道にロードヒーティングを設置することとし，方式については，事業者グループの提案による。

・駐車場に接続する傾斜路についても，考慮することが望ましい。

・エントランスキャノピー等事業者グループが必要と判断する箇所には，ルーフヒーティング等を設置すること。

b　換気設備

(a) 換気設備

・待合室及び空調設備によらない場合の管理諸室等には換気設備を設置することとし，方式については，事業者グループの提案による。

(b) 脱臭設備

・告別室及び収骨室に脱臭設備を設置すること。

・その他事業者グループが必要と判断する箇所に，脱臭設備を設置すること。

・告別及び収骨中の脱臭，各室の壁面等の脱臭並びに屋外への臭気の拡散防止を考慮すること。

c　排煙設備

・排煙は，自然排煙を原則とするが，必要に応じ，機械排煙を行うこと。

d　自動制御設備

・自動制御設備は，中央監視方式とし，監視室でコントロールできるようにすること。

e　給水設備

・給水系統は，飲料水・雑用水兼用とするが，事業者グループの判断により，別系統としてもよい。

・配管材料は，地中埋設配管についてはポリエチレン管，その他の一般配管については鋼管（ＰＤ）とすること。

ｆ　排水設備

・汚水及び雑排水は，下水道に接続すること。

・配管材料は，屋内については汚水，雑排水については硬質塩化ビニール管，通気管については配管用炭素鋼鋼管，ます間については硬質塩化ビニール管とすること。

ｇ　衛生器具設備

・高齢者，障がい者等にも，使いやすい器具を採用すること。

・節水型の器具を採用すること。

ｈ　給湯設備

・待合室，トイレ，給湯室，授乳室，シャワー・脱衣室及び休憩室並びに事業者グループが必要と判断する部屋に，給湯設備を設置することとし，方式については，事業者グループの提案による。

・配管材料は，一般配管用ステンレス鋼鋼管（SUS304）とすること。

ｉ　消火設備

・消火設備は，消防関係法令の規定に基づき，設置すること。

(4) 仮設計画及び現施設解体計画

ア　仮設計画

本施設は，既存火葬場を稼動しながら建設をするため，遺族等及び会葬者の心情への配慮並びに遺族等，会葬者，事業者グループの職員（以下「職員」という。）の安全を確保する計画とするものとする。

本施設の工事期間中，既存の接続道路については，会葬者の車両の進入を規制し，仮設駐車場（位置図（別紙－９）参照）を利用させる予定としており，交通整理を行う要員の配置を考慮する必要があるとともに，場合によっては，市の運営する送迎用シャトルバスで会葬者を送迎することも考えており，これらの場合，工事及び工事車両との動線及び作業時間帯の分離に配慮した安全計画の立案が求められる。

また，遺族等の送迎のマイクロバス及び障がい者等の車両のための仮設駐車場を既存現火葬場の近傍に整備するものとし，及び既存火葬場の一部を先行して解体する場合にあっては仮設待合棟を既存火葬場に隣接して整備するものとし，仮設の駐車場又は待合棟の詳細については，事業者グループの提案によるものとする。

イ　既存火葬場施設解体計画

解体の対象となる既存火葬場の施設の概要は，次のとおりである。詳細については，既存火葬場実施設計図を閲覧すること。

・火葬棟・待合棟：約1,023㎡（鉄筋コンクリート構造，２階建て）

・供養塔：約５㎡

・火葬炉：火葬炉５基，胞衣炉１基

・その他関連施設

4　施設概要・仕様等

(1) 施設概要

本事業の施設の整備により配置する施設ゾーンは，次のとおりとし，各ゾーンの設置階は，限定しないものとする。

ア　外部施設ゾーン

本施設は，性格上，高齢者や障がい者等の利用も多数に上ることから，アプローチや駐車場等の外部施設は，特に，バリアフリーを意識した計画とすることとし，さらに，バリアフリーの概念を超えたユニバーサルデザインの考え方を意識した構成とすることが望ましい。

また，敷地周囲には，植栽，塀等のさくを設けるものとする。

イ　待合ゾーン

不特定多数の利用がある待合ゾーンは，バリアフリーを意識した計画とすることはもちろんのこと，多数の団体が頻繁に出入りするゾーンでもあり，明快な動線計画とするものとする。

待合室や待合ロビー等，遺族等が比較的長い時間を過ごす部屋については，特に厳粛で落ち着いた雰囲気が求められることから，窓からの景観や遮音について十分に配慮するものとする。

また，諸室の計画は，高齢者，障がい者等の利用に十分配慮した空間構成，環境条件の設定，機器の選定をするものとする。

ウ　管理ゾーン

管理ゾーンは，良好な執務条件の確保，作業効率の向上を目指し，コンパクトな動線計画，自然光を十分に取り入れた執務環境の実現，遮音性が高い快適な執務空間の創出，ゆとりのある作業スペースの確保に留意した計画とするものとする。

また，管理ゾーンの適所にＡＥＤを設置するものとする。

エ　火葬ゾーン

火葬ゾーンは，火葬取扱件数のピーク時にも，火葬業務がスムーズに行うことができるよう火葬炉機械室内の作業スペースや火葬炉機械室と，その後方諸室との連携に十分配慮した計画とするものとする。

(2) 施設概要・仕様条件

各室等の施設概要・仕様条件は，アからエまでの表に掲げるとおりとする。

なお，これらの表の室名等の欄のかっこ内の数字は，各室等の必要面積を示すものであり，

事業者グループは，当該各室等において，必要面積を基準として妥当性のある提案を行うものとする。この場合において，基準に対する増減は±10%の範囲で提案可能なものとし，必要面積の記述がない各室等の面積については事業者グループの提案によるものとする。

また，提案に当たっては，失禁や粗相による汚損を防止する等の家具什器等の採用に配慮するものとする。

ア　外部施設ゾーン

室　名　等	使　用　目　的	仕　様　条　件	必要備品等
施設利用者及びサービス用アプローチ	リムジンタイプの霊柩車と中型バスが横付けできる施設利用者の乗降スペース	・降雨，降雪時にも車両乗降に支障がないよう十分な余裕のある幅を持たせること。 ・ハイデッカータイプのバスが入れるよう有効天井高さ４ｍ以上を確保すること。 ・床はロードヒーティングによる転倒防止対策を施すこと。	事業者グループの提案による。
施設利用者及びサービス用駐車場・駐輪場等	遺族等，会葬者及び葬儀関係者等のための駐車・駐輪スペース	・適切な駐車スペースを確保すること。 ・職員用と遺族等用及び葬祭業者用は，ゾーン分けすることが望ましい。	障がい者用駐車スペースの設定，一般・職員駐車場の表示看板，セーフティコーン，障がい者用インターホン
環境緑地	火葬場と周辺環境の調和を図るスペース	・隣地との調和を考慮して緩衝緑地を演出すること。 ・敷地境界に炉排気部分を遮蔽することが望ましい。	常緑樹による植栽帯
供養塔	引き取られない残骨片の収容スペース	・碑の仕様は，事業者グループの提案とし，その地下を収納場所とすること。 ・残骨片収容スペースは防水を十分に施し，上部にはマンホールを設置し，収納場所の大きさは3.4㎡程度以上とすること。	

※必要備品等の欄の網掛けは建設費による整備部分を示し，その他は備品整備費による。

イ　待合ゾーン

室　名　等	使　用　目　的	仕　様　条　件	必要備品等
待合室 （45㎡程度×８室以上）	遺族等ごとに個別に利用する待合室	・洋室を基本とするが，和洋折衷の設えについては，事業者グループの提案による。 ・厳粛な雰囲気を損なうことのないよう窓からの景観，遮音に十分配慮すること。	テーブル，椅子，利用についてのお願い等表示板，TV端子ユニット，時計，遺影及び供物を設置する祭壇
待合ラウンジ （375㎡程度）	収骨までの間，遺族等が一時的に休憩する場所	・遺族等の悲しみを和らげられるような質の高い空間と雰囲気を構成するとともに，心静かに落ち着ける場所とすること。	リビングテーブル，ソファ，時計，TV端子ユニット＋本体，植栽（プランター）
給湯室	遺族等に対し，給茶サービスをするための湯沸室	・待合室に隣接して設置すること。	ミニキッチン(給湯)
幼児コーナー	幼児用の一時休憩スペース	・待合ラウンジに近接して設置すること。	事業者グループの提案による。
授乳室	乳児への授乳を行う部屋	・待合ラウンジに近接して設置すること。	椅子，オムツ替えベッド，ミニキッチン（給湯）
トイレ	遺族等及び会葬者のためのトイレ	・男性トイレ２箇所，女性トイレ２箇所，多機能トイレ１箇所程度を設置すること。 ・女性トイレは，和服での使用に配慮すること。	洗面化粧台，エアタオル，トイレ呼出し押しボタン，パウチ洗浄用の専用流し台用のいす
売店（売店コーナー）	遺族等及び会葬者のために必要な物品を販売するスペース	・売店（売店コーナー）の設置については，事業者グループの提案による。 ・売店（売店コーナー）の設置の有無にかかわらず，のし袋，筆記用具等を販売するものとする。	事業者グループの提案による。
自動販売機コーナー	待合ゾーンの遺族等及び会葬者が飲食する物の自動販売機の設置スペース	・待合ラウンジ，売店（売店コーナー）に近接した位置が望ましい。	自動販売機
喫煙室	遺族等及び会葬者等のための喫煙室	・建物内は全館禁煙を原則とするが，建物内に独立した喫煙室を設けること。 ・換気について，室外へ煙が流れないように配慮すること。	灰皿

		・目立たない場所に設置することが望ましい。	
廊下		・高齢者，障がい者等の利用を考慮すること。	プランター，長椅子
エレベーター	遺族等，会葬者等の上下階の移動のエレベーター	・ひとにやさしいまちづくり条例に基づき設置すること。 ・救急車の出動要請に備え，ストレッチャーが入るエレベーターとすること。	
エスカレーター	遺族等，会葬者等の上下階の移動のエスカレーター	・動線計画上，遺族等の会葬者等の錯綜が懸念される場合に設置すること。	
階段		・高齢者，障がい者等の利用を考慮すること。	
倉庫	待合室の座布団や机，椅子等を収納する倉庫		事業者グループの提案による。
リネン室	トイレ等のリネン室		事業者グループの提案による。

1　必要備品等の欄の網掛けは建設費による整備部分を示し，その他は備品整備費による。

2　エスカレーターについては，会葬者等の上下階移動が生じないことが明らかな場合は，設置を要しない。

ウ　管理ゾーン

室　名　等	使　用　目　的	仕　様　条　件	必要備品等
風除室	風よけのためのスペース	・メインのエントランスホールに限らず，外部出入口すべてに風除室を設けること。 ・内外の扉が同時に開く構造とならないように配慮すること。 ・車いす置場や台車置場に隣接させること。	傘立て，靴拭きマット，車いす，台車，傘入れビニールホルダー，足元注意・休業日の案内板，火葬時間帯一般見学お断りの看板
エントランスホール	施設の主出入口	・会葬者が，最初に足を踏み入れるスペースであり，静粛な中にも安らぎが感じられる空間とすることが望ましい。	長椅子，ソファ，公衆電話
告別ホール（370㎡程度）	会葬者が告別前後の時間を過ごすたまりのスペース	・告別室のためのホワイエとしての性格に配慮すること。 ・告別室に隣接させ，告別室の延長としても使用できるよう配慮すること。	告別式受付テーブル，いす

救護室	本施設のすべての施設利用者を対象とした救護室	・エントランス・サブエントランス付近の管理諸室の一部を兼用して対応するものとする。	洗面台，その他は事業者グループの提案による。
会葬者用トイレ	会葬者のためのトイレ	・エントランスホール付近に設置すること。 ・女性トイレは，和服での使用に配慮すること。 ・多機能トイレにあっては，少なくとも本施設内の１箇所には，オストメイトを設置するものとし，オストメイトのノズルと手すりが干渉しないようするとともに，パウチ洗浄用の専用流し台を設置すること。	洗面化粧台，エアタオル，トイレ呼出し押しボタン，パウチ洗浄用の専用流し台用のいす
喫煙室	施設利用者のための喫煙室	・建物内は全館禁煙を原則とするが，建物内に独立した喫煙室を設けること。 ・換気について，室外へ煙が流れないように配慮すること。 ・目立たない場所に設置することが望ましい。	灰皿
ひつぎ運搬車置場	霊柩車で運ばれてきたひつぎを載せる運搬車を保管する場所	・エントランスホール付近に設置すること。	事業者の提案による。
霊安室	遺族等に遺体の保管場所がない場合等において，遺体を冷蔵・保管する部屋	・遺体の腐敗を防ぐため，遺体用冷蔵庫（霊安庫）を用意すること。	遺体霊安庫１台（２体収容）
寺院控室	僧侶等のための控室	・畳敷きとして４人程度が控える部室を設置すること。	事業者グループの提案による。
運転関係者控室兼葬祭業者控室	送迎バス・タクシー運転手のための控室及び葬祭業者のための控室	・管理ゾーンにに設けることが望ましい。	インターホン，洗面台，火葬状況表示モニター，書類作成対応カウンターデスク
事務室	本施設全体の事務を取り扱う部屋	・建物内外での遺族等及び会葬者の動きや葬送行為の流れを把握しやすいようエントランスホールに隣接して設置すること。 ・室内に応接コーナーを設けることが望ましい。	火葬状況表示モニター，インターホン，トイレ呼出し表示，TV端子ユニット＋本体
会議室（85㎡程度）	もっぱら職員等の会議に供し，待合室の改修	・待合室の代替となることを配慮した配置とすること。	事業者グループの提案による。

	等の場合にあっては，待合室の代替として使用する部屋		
書庫	事務書類等を保存する書庫	・設置場所は，問わないものとする。 ・詳細は，事業者グループの提案による。	事業者グループの提案による。
廊下・階段		・高齢者，障がい者等の利用を考慮すること。	
職員トイレ	職員のためのトイレ	・事務室の近辺に配置することが望ましい。	洗面台(給湯)
休憩室	職員のための休憩室		災害時等においての宿泊用の寝具。その他については，事業者グループの提案による
脱衣室・ シャワー室	職員のための脱衣室・シャワー室	・休憩室に隣接して設置すること。	ユニットシャワー,洗面化粧台
倉庫	事務室等管理ゾーンにかかわる物品の倉庫	・適切な規模・形状を確保すること。	事業者グループの提案による。
廃棄物倉庫	廃棄物を一時保管する倉庫	・廃棄物の予想排出量等を勘案の上，廃棄物が適正に保管されるように設定するとともに，廃棄物及び資源物の分別が適切に行われるよう十分な広さを確保すること。	台車
リネン室	事務室等，管理ゾーンにかかわる物品のリネン室	・適切な規模・形状を確保すること。	事業者グループの提案による。
空調機械室 ボイラー室 発電機室 電気室		・管理ゾーンからの動線に配慮し，所定の性能を確保すること。 ・効率的な保守・点検作業が行えるよう配慮すること。	事業者グループの提案による。
清掃業者控室	清掃業者の控室として利用する部屋	・管理ゾーン内の動線を考慮すること。	事業者グループの提案による。

※　必要備品等の欄の網掛けは建設費による整備部分を示し，その他は備品整備費による。

エ　火葬ゾーン

室　名　等	使　用　目　的	仕　様　条　件	必要備品等
告別室 （70㎡程度×２室）	会葬者と遺体の最後の別れの場所	・最後の別れの場にふさわしい厳粛な空間とすること。 ・特定宗教，宗派の様式に偏らないよう配慮すること。	コート・ハンドバック等置台，時計，テーブル，鈴（りん），ろうそく立て，花瓶，写真立て
炉前ホール （180㎡程度）	火葬炉にひつぎを納める作業を行う場所	・ひつぎ運搬車から炉内台車，炉内台車運搬車への載せ換え作業を円滑にできるスペース，広さに見合った天井高を確保すること。 ・自然光を室内に入れる等空間の雰囲気づくりに留意し，計画すること。 ・ホール幅は，６ｍ程度を確保すること。 ・床は，ひつぎ運搬車，炉内台車，炉内台車運搬車の重量に耐えられる材料で構成すること。	遺影を設置する祭壇
収骨室 （30㎡程度×３室）	遺族等が収骨する部屋	・収骨する人全員がゆとりを持って収骨できる空間とすること。 ・出入口は，車いすの利用者が出入りしやすいよう配慮すること。	コート・ハンドバック等置台，長いす，棚，収骨用具
収骨ホール・収骨廊下	待合ゾーンから収骨室への通路及び前室	・待合ゾーンからの動線に配慮すること。	
炉室	火葬炉を設置する場所	・火葬作業は，高温と騒音の中で長時間行われる作業であることから，従事者の健康管理に留意し，吸音，空調，採光等を十分検討し，良好な作業環境を保つよう配慮すること。	
炉機械室	排風機，集じん器，冷却器等を設置する部屋	・２炉１系列以上とすること。	事業者グループの提案による。
残骨灰・集じん灰庫	残骨灰及び集じん灰を吸引装置により収集する部屋	・残骨灰及び集じん灰を吸引しないよう注意を喚起する工夫をすること。	掃除機，ごみ袋等を置く棚，工具，プレスバッグ
炉内台車及び運搬車置場	炉内台車及び運搬車を保管する場所	・炉前ホールに近接して配置すること。 ・炉内台車の清掃を行うことができるように配慮すること。	充電機,ホワイトボード，洗面台，ロッカー，工具，スペアの火格子，台車保護材，吸引ホース

工作室・倉庫	炉内台車等を修理するとともに，材料等を保管する場所	・設置については，事業者グループの提案による。 ・設置する場合は，工作室として，材料等の保管を考慮したスペースを確保すること。	事業者グループの提案による。
監視室	火葬炉設備等を監視・管理するための場所	・炉室に隣接した場所に設置すること。	監視装置機器一式，連絡用掲示板，職員シフト表示板
消火ポンプ室	消火水槽のためのポンプ置場		
職員玄関	職員のための玄関	・火葬ゾーン，管理ゾーンの双方に近接して設けることが望ましい。	傘立て，靴拭きマット
搬入口	設備の保守・点検，修理等に用いる材料，機械等を外部からの搬入する場所	・炉室等の近傍に配置することが望ましい。	
階段		・ユニバーサルデザインを意識した階段とすること。	
スタッフルーム	職員の休憩等のための部屋	・炉室に隣接した場所に配置することが望ましい。 ・休憩室にロッカー室及びトイレを隣接させることが望ましい。	事業者グループの提案による。
倉庫	炉室に必要な物品の倉庫	・炉室に近接した場所に設置すること。	事業者グループの提案による。

※　必要備品等の欄の網掛けは建設費による整備部分を示し，その他は備品整備費による。

(3) 仕上計画

仕上計画に当たっては，周辺環境との調和を図るとともに，維持管理についても留意し，清掃しやすく，管理しやすい施設となるよう配慮し，外装については，使用材料や断熱方法等工法を十分検討し，建物の長寿命化を図るものとする。

また，ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減が図られた材料の採用及びこれらの化学物質の含まれた材料の使用箇所の削減に努めるとともに，建設時，改修時及び解体時における環境汚染の防止に配慮しなければならない。

採用する仕上材料の選定に当たっては，建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）（最新版）に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とするものとする。

なお，仕上表を参考として掲げると次のとおりである。

ア　外部仕上表（参考仕上表）

部　位	仕　上	
屋根	一般屋根 屋上庭園 バルコニー	コンクリートコテの上アスファルト防水 防水押えコンクリートの上磁器質タイル（粗面） コンクリートコテの上ウレタン塗膜防水
笠木	アルミ笠木	
軒天	車寄せ軒天 正面・帰り口軒天 その他	アルミパネル（自然発色） ケイ酸カルシウム板＋ポリウレタン塗装 フレキシブルボード＋VP
外壁	一般外装 正面車寄せ ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ下部 ﾊﾞﾙｺﾆｰ 屋上階段室	磁器質タイル2丁掛 御影石＋JB 複層塗材吹付け 複層塗材吹付け
建具	ｱﾙﾐｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ アルミ製建具	
外部床	正面車寄せポーチ その他建物周りポーチ	御影石＋JB 磁器質タイル（粗面）

イ　内部仕上表①（待合ゾーン）（参考仕上表）

室　名	床	壁	天　井
待合室	カーペットタイル 畳	PB＋VC	化粧PB
待合ラウンジ	カーペットタイル	PB＋VC	RB
給湯室	長尺シート	耐水PB＋VP	ケイカル板
幼児コーナー	カーペットタイル 長尺シート	PB＋VC	RB
授乳室	長尺シート	PB＋VC	PB＋VC
男性トイレ・女性トイレ	磁器質タイル	磁器質タイル	RB
多機能トイレ	長尺シート	磁器質タイル	RB
喫煙室	長尺シート	PB＋VC	PB＋VC
廊下・エレベーターホール	カーペットタイル	PB＋VC	RB
倉庫・リネン室	長尺シート	PB＋EP	化粧PB
清掃業者控室	長尺シート 畳	PB＋VC	PB＋VC

ウ　内部仕上表②（管理ゾーン）（参考仕上表）

室名	床	壁	天　井
風除室	ﾅｲﾛﾝｺｰﾄﾞ系ｺﾞﾑﾀｲﾙ	花崗岩	アルミパネル

エントランスホール	花崗岩	花崗岩B	RB
告別ホール	花崗岩	花崗岩B	RB
救護室	事務室に同じ。		
お帰り口	ナイロンコード系ゴムタイル	御影石＋JB	RB
男性トイレ・女性トイレ	モザイクタイル	ステアタイト質タイル	化粧PB
霊安室（ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ冷蔵庫）	長尺シート	PB＋VC	化粧PB
寺院控室	畳	PB＋VC	化粧PB
運転関係者控室兼葬祭業者控室	長尺シート	PB＋VC	RB
エレベーターホール	御影石＋JB	御影石＋JB PB＋VC	RB
事務室（応接コーナーを含む。）	カーペットタイル （ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ）	PB＋VC	化粧PB
会議室	カーペットタイル	PB＋VC	RB
職員トイレ	長尺シート	PB＋VC	化粧PB
職員更衣室	長尺シート	PB＋VC	化粧PB
休憩室（男女）	長尺シート 畳	PB＋VC	化粧PB
脱衣室	長尺シート	耐水PB＋VP	耐水PB＋VP
シャワー室	ユニットシャワー		
書庫・倉庫・リネン室	半硬質ノンアスベストタイル	PB＋EP	化粧PB
廃棄物倉庫	コンクリートコテ 防じん処理	コンクリート素地 複合板(SF＋木毛板)	コンクリート素地
空調機械室	コンクリートコテ 防じん処理	グラスウールボード	グラスウールボード
ボイラー室	コンクリートコテ 防じん処理	グラスウールボード	グラスウールボード
発電気室	コンクリートコテ 防じん処理	グラスウールボード	グラスウールボード
電気室	コンクリートコテ 防じん処理	コンクリート素地 複合板(SF＋木毛板)	コンクリート素地
清掃業者控室	長尺シート 畳	PB＋VC	PB＋VC

エ　内部仕上表③（火葬ゾーン）（参考仕上表）

室　名	床	壁	天井
告別室	御影石＋JB	御影石＋JB PB＋VC	RB＋EP
炉前ホール	御影石＋JB	御影石＋JB PB＋VC	吸音用アルミパネル PB＋EP
収骨室	御影石＋JB 長尺シート	御影石＋JB 漆喰風仕上塗材	RB＋EP
収骨ホール・ 収骨廊下	カーペットタイル	PB＋VC	PB＋EP
炉機械室	コンクリートコテ 防じん処理	グラスウールボード	グラスウールボード
残骨灰庫	コンクリートコテ 防じん処理	コンクリート素地 複合板(SF＋木毛板)	コンクリート素地
集じん灰庫	コンクリートコテ 防じん処理	グラスウールボード	グラスウールボード
炉内台車及び 運搬車置場	御影石＋JB	PB＋VC	RB＋EP
工作室・倉庫	コンクリートコテ 防じん処理	コンクリート素地 複合板(SF＋木毛板)	コンクリート素地
監視室	カーペットタイル （ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ）	PB＋VC	RB
スタッフルーム	カーペットタイル 畳	PB＋VC	PB＋VC
職員玄関	磁器質タイル	ケイ酸カルシウム板 ＋VP	フレキシブルボード ＋VP
搬入口	コンクリートコテ 防じん処理	コンクリート素地 複合板(SF＋木毛板)	コンクリート素地
階段	モルタルコテ押え	コンクリート素地 （手スリ壁）	グラスウールボード

凡例：VC　ビニールクロス　　VP　塩化ビニル樹脂エナメル

EP　合成樹脂エマルジョンペイント　PB　石膏ボード

RB　ロックウール吸音板　　SF　押出し発泡スチレン板

5　業務の進め方

(1) 設計業務の進め方

ア　概要

設計業務は，昭和54年建設省告示第1206号別表第２に認定する業務とし，次に掲げるところによる。

なお，設計は，事業提案をそのまま実施することを求めるものではなく，契約時の要求水準を基に，市と十分に協議を行い，遂行するものとする。

(ｱ) 基本設計

基本設計は，単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず，実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるものとする。主要な寸法，おさまり，材料，技術等の検討を十分に行い，空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について，基本方針と解決策が盛り込まれた内容とするものとする。

(ｲ) 実施設計

実施設計は，(ｱ)の基本設計が確認された後，これに基づく工事の実施に必要かつ事業者グループが工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とするものとする。

イ　設計図書の作成

(ｱ) 図面の作成

図面の作成は，建築ＣＡＤ図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）によるものとする。

(ｲ) 設計に係る資料の提出

図面その他の設計に係る資料は，建築設計業務等電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により市に提出しなければならない。

(ｳ) 基本設計図書の提出

基本設計終了時に，市に提出する基本設計図書は，次表のとおりとする。なお，基本設計図書は，建築，構造及び設備の３つに区分し，さらに，設備は，電力設備，通信設備，給排水衛生設備，空気調和設備及びエレベーター設備の５つに細分するものとする。

図書名	大きさ等	部数
基本設計概要書（「建築」，「構造」及び「設備」を一体で，図面及び透視図を基に作成したもの）	Ａ４判（６ページ程度）	３部
基本設計概要書（縮小版）（基本設計概要書を抜粋編集したもの）	Ａ３判（縦）１ページ程度）	３部
第２原図	Ａ３判	各１部
陽画焼付製本	Ａ３判	各３部
各種計算書	Ａ４判	各１部
工事概算書	Ａ４判	各１部
電子媒体（ＣＤ－Ｒ）		各３部
打合せ記録等	Ａ４判	１部

(ｴ) 実施設計図書の提出

工事着手前に，市に提出する実施設計図書は，次表のとおりとする。なお，実施設計図書は，建築，構造及び設備の３つに区分し，さらに設備は，電力設備，通信設備，給排水衛生設備，空気調和設備及びエレベーター設備の５つに区分するものとする。

図書名	大きさ等	部数
原図	Ａ１判	各１部
第２原図	Ａ１判 Ａ３判	各２部 各２部
陽画焼付製本	Ａ１判 Ａ３判	各８部 各２部
各種計算書	Ａ４判	各３部
工事費内訳明細書	Ａ４判	各１部
電子媒体（ＣＤ－Ｒ）		各３部
打合せ記録等	Ａ４判	１部

ウ　透視図の作成

事業者グループは，実施設計がほぼ終了する段階で，建物の内観及び外観の透視図を作成し，次表に定めるところにより，市に提出しなければならない。

図書名	大きさ等	部数
内観及び外観の透視図	彩色Ａ３判（アルミ額）	内観２カット 外観１カット
写真（ネガフィルム含む。）	カラーキャビネ判	各３部
電子媒体（ＣＤ－Ｒ）		１部

エ　設計及び施工の工程表の作成

事業者グループは，基本設計着手前に，次に掲げる項目を内容とする設計及び施工の工程表を作成し，市に提出しなければならない。

(ｱ) 基本設計（平面計画協議を含む。）の工程

(ｲ) 実施設計及び建築確認通知等法的手続の工程

(ｳ) 近隣説明工程

(ｴ) 調査工程

(ｵ) 施工工程（解体工事を含む。）

(ｶ) 市への引渡工程

オ　打合せ及び記録

事業者グループは，市と打合せを行ったときは，その内容について，その都度書面（打合せ記録簿）に記録し，相互に確認しなければならない。

カ　設計説明書の作成

事業者グループは，基本設計及び実施設計の着手時に，設計に当たっての基本的な方針をまとめた設計説明書を作成し，市に提出しなければならない。なお，市は，設計の内容が，

本要求水準書及び事業計画書に適合しないと認めるときは，事業者グループに是正を求めることができる。

キ　平面計画の協議

事業者グループは，基本設計終了前に，本施設の配置及び各階平面における諸室の配置等（以下「平面計画」という。）について市と協議しなければならない。この場合において，その協議の期間は，40日を見込み，協議の内容は，平面計画のみならず，フロア間にわたるものも含むものとする。なお，その協議を行うために，市との事前の打合せを設計業務と並行して行うものとする。

ク　申請及び手続等

事業者グループは，工事の着工に必要な一切の申請及び手続等を行わなければならない。

(2) 建設業務の進め方

ア　概要

建設業務は，実施設計図書に基づいて業務を行うこととし，事業者グループが市に提出すべき建設工事中の記録，報告書の作成及び提出については，次に掲げるところによる。

(ｱ) 事業者グループが提出すべき記録，報告書等の作成及び提出

事業者グループが市に提出すべき品質管理に係る記録，報告書等は，（社）公共建築協会編集・発行の公共建築におけるＩＳＯ9001：2000適用建築工事施工管理要領（平成15年度版），公共建築におけるＩＳＯ9001：2000適用電気工事施工管理要領（平成15年度版）及び公共建築におけるＩＳＯ9001：2000適用機械工事施工管理要領（平成15年度版）の内容に則して作成しなければならない。また，工事監理企業は，その内容が本要求水準書に基づき設計企業が作成した設計図書等に適合していることを確認しなければならない。

また，事業者グループは，上記による確認結果を記録し，工事監理状況報告により，当該記録を市に提出しなければならない。なお，報告書の作成に当たって工事監理者から是正を求められた場合は，建設企業等は是正し，その内容及び修正後の再確認に係る記録を併わせて市に提出しなければならない。

(ｲ) 事業者グループが確認する書類及び確認時期（提出時期）

a　施工計画及び品質管理計画を示した書類（工事監理者による確認を受けたもの）　各部位の施工前

b　計画に基づき適切に施工したことを示す施工報告等の書類（工事監理者による確認を受けたもの）　各部位の施工後

(ｳ) その他

事業者グループは，建築，電力設備，通信設備，給排水衛生設備，空気調和設備及びエレベーター設備の区分ごとに，出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し，市に提出しなければならない。また，月間工程表を作成し，前月の末日までに市に提出しなければ

ならない。

事業者グループは，建設にかかわる代金額による出来高を算出し，工事期間中は，その出来高による進捗状況報告書を毎月市に提出しなければならない。また，実施工程表に記載された出来高予定との変動が５％を超えて遅延した場合は，その理由を明確にして翌月の10日までに市に報告しなければならない。

イ　使用材料の詳細に係る確認

事業者グループは，設計及び建設工事において，材料の色，柄，表面形状等の詳細に係る内容について，適宜市にその内容を提示し，確認を得なければならない。また，その結果をもって市に説明を行い，調整の必要な事由が生じた場合は，市と協議するものとする。

ウ　電波障害対策工事

事業者グループは，施設整備に伴い，周辺住民への電波障害が発生した場合は，市に報告を行うとともに，従前の状態に復旧しなければならない。

エ　地中障害物の撤去，搬出及び処理

事業者グループは，地中障害物が発見された場合は，その撤去，搬出及び処理を行わなければならない。

オ　申請及び届出

事業者グループは，工事の完了及び供用開始に必要な一切の申請及び届出を行わなければならない。

カ　市有財産台帳附属図面の調製

事業者グループは，市が指定した様式により市有財産台帳附属図面を作成し，次表に定めるところにより，建設工事完了後速やかに，市に提出しなければならない。

図面名	大きさ	部数
原図	Ａ３判	１部
第２原図	Ａ３判	１部

キ　完成図の作成

完成図は，建設工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現したものとし，次に掲げるところにより，作成するものとする。

(ｱ) 図面の作成は，建築ＣＡＤ図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）によるものとする。

(ｲ) 完成図は，次に掲げる内容を含むものとする。ただし，施設の設計内容に応じ，追加する必要のある図等が生じた場合は，その作成に当たって，市と事業者グループは協議するものとする。

ａ　配置図及び案内図，室名及び室面積や耐震壁が表示された各階平面図，立面図及び断面図並びに仕上げ表

b　各階の電灯，動力，電熱，避雷，構内情報通信網，構内交換，情報表示，映像・音響，拡声，呼出，監視カメラ，駐車場管制，テレビ共同受信，火災報知等の電気設備の配線図及び文字・図示記号

c　分電盤，動力制御盤，実験盤，配置盤等の電気設備の単線接続図

d　屋外配管図（雨水排水を含む。），衛生配管，空調配管，空調ダクト，自動制御等の各階平面図及び図示記号

e　電気室の平面図，機器配置図及び電気設備の各種構内線路図

f　主要機械室平面図及び断面図並びに基準階便所詳細図

g　各種系統図

h　主要機器一覧表

i　ボイラー，冷凍機，昇降機器等の主要機器図

(ｳ) 建設工事完了後，事業者グループが市に提出する完成図は，次表のとおりとし，営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）によるものとする。

図書名	大きさ	部数
原図	Ａ１判	１部
第２原図	Ａ１判 Ａ３判	２部 ２部
陽画焼付製本	Ａ１判 Ａ３判	８部 ２部
電子媒体（ＣＤ－Ｒ）		３部

ク　施設の保全に係る資料の作成

事業者グループは，市と協議の上，施設の保全に係る資料として，Ａ４両面印刷40ページ程度の施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料を作成し，建設工事完了後，次表に定めるところにより，市に提出しなければならない。

なお，その際には，各設備の操作マニュアル等も添付すること。

図書名	大きさ	部数
ファイル綴じ	Ａ４判	３部
電子媒体(ＣＤ－Ｒ)		３部

ケ　完成写真

(ｱ) 事業者グループは，完成写真を撮影し，建設工事完了後，次表に定めるところにより，市に提出しなければならない。

図書名	大きさ	部数
カラー写真20カット	キャビネ判程度	２部40枚

電子媒体（ＣＤ－Ｒ）		２部

(ｲ) 完成写真の撮影を第三者が行う場合にあっては，その契約に当たっては，次の事項を条件としなければならない。

a　完成写真は，市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関等の広報に，無償で使用することができること。この場合に，著作権者名を表示しないことができること。

b　事業者グループは，次に掲げる行為をしてはならない。ただし，あらかじめ，市の承諾を得たときは，この限りでない。

(a) 完成写真を公表すること。

(b) 完成写真を他人に閲覧させ，複写させ，又は譲渡すること。

コ　事業記録の作成

事業者グループは，完成引渡し時までの概要と経緯及び技術的資料を整理し，取りまとめた事業記録を作成し，完成引渡し時以降に，市に３部提出しなければならない。

なお，事業記録の作成に当たっては，全体の構成計画を作成し，その内容について，市と協議するものとする。

サ　既存火葬場の施設の解体

(ｱ) 基本方針

事業契約に定める期間内に既存火葬場の施設の解体業務を実施するものとする。その際，特に次の事項について留意し，施工計画を立て，市の承認を得るものとする。

a　必要な法規を遵守すること。

b　遺族等，会葬者及び工事関係者の安全確保を図るとともに，近隣の環境保全に十分配慮すること。

c　適切な工事工程を立て，地域住民に工事概要等を周知すること。

d　工事に伴う影響を最小限に抑えるよう努めること。特に火葬のある時間帯は，工事車両の出入りによる交通障害，騒音，振動等に配慮すること。

e　施設の解体に際しては，遺族等及び会葬者の心情を配慮し，並びに遺族等，会葬者及び職員の安全の確保を図るとともに，施設の管理運営に支障が生じないよう配慮すること。

f　施設の解体撤去に必要な事項は，事業者グループの責任において実施すること。

(ｲ) 着工前業務

a　各種法令手続業務

解体撤去工事に必要な各種法令手続については，事業スケジュールに支障がないように実施すること。

b　調査・準備等

着工の前に周辺影響調査を十分に行い，工事の円滑な進行と安全を確保すること。

(ｳ) 工事期間中の業務

a　解体撤去工事

各種関連法令及び労働安全衛生法等を遵守し，事業者グループが作成した施工計画に従って工事を実施すること。工事施行においては，次の事項に留意すること。

・事業者グループは，工事施行状況を定期的に市に報告するとともに，市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。なお，市は，いつでも工事現場での施工の確認ができるものとする。

・工事中の遺族等，会葬者及び職員の安全対策については，万全を期すこと。また，工事を円滑に推進できるように必要な工事状況の説明及び調整を十分行うこと。

・既存の接続道路の交通規制を行う場合には，交通整理を行う人員を配置すること。

・工事を完了させるに当たっては，施工記録を提出し，市の承認を受けること。

・アスベスト含有物については，あらかじめ，市において調査するが，解体に際して，必要に応じて，ＰＣＢ含有物，アスベスト含有物等の調査を行うとともに，解体に当たっては，廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の例により解体工事を行うこと。

・解体廃棄物は，関連法令に基づき，事業者グループの責任と負担において分別して排出し，処分すること。

・騒音規制，振動規制については，関連法令を遵守すること。

・呼吸用保護具は，防塵（じん）マスク（型式検定合格品であり，取替式で粉じん捕集効率の高いもの）を使用すること。

・作業着等は，粉じんの付着しにくい作業着（上下）を着用し，保護手袋，安全靴，保護帽（ヘルメット）を着用すること。

・保護衣，保護靴，安全帯，耐熱服，溶接用保護メガネ等は，作業内容に応じて適宜使用すること。

b　その他

・既存火葬場に保存されている文書については，市の指示する本施設の所定の場所に事業者グループが移動させること。

・既存火葬場の備品等については，市の他の施設で再使用されるものを除き，事業者グループにおいて適正に処分すること。

・工事中の第三者に対する損害については，事業者グループが責任を負うものとする。ただし，市が責任を負うべき合理的理由がある場合は，この限りでない。

シ　その他

事業者グループは，建設工事に際して，法令，例規等のほか，次の事項について遵守するものとする。

(ｱ) 工事の周知

施工方法と工程計画は，近隣及び工事に際し環境影響がある関係機関に対し周知を図ること。

(ｲ) 施工中の安全確保

常に工事の安全に留意して現場管理を行い，施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。

(ｳ) 施工中の環境保全

・関係法令等に定めるところによるほか，建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）に従い，工事の施工の各段階において，騒音，振動，粉塵，臭気，大気汚染，水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努めること。

・仕上塗材，塗料，シーリング材，接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては，当該製品の製造所が作成した製品安全データシート（ＭＳＤＳ）を常備し，記載内容の周知徹底を図り，作業者の健康，安全の確保及び環境保全に努めること。

・作業環境の改善，作業現場の美化等に努めること。

(ｴ) 災害時等の対応

災害及び事故が発生した場合は，人命の安全確保を優先するとともに，二次災害の防止に努め，その経緯を速やかに市に報告すること。

(ｵ) 建設資材等のリサイクル

・建設工事により発生する建設副産物については，建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日付け建設省経建第3号）を遵守すること。

・建設工事の実施に当たっては，建築工事における建設副産物管理マニュアルに従い副産物の適正な処理に努めること。

・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき，次の事項を書面で市に報告すること。

a　工事着手の30日前　建築物の構造等，工事着手時期，分別解体等の計画等

b　工事完了時　再資源化等が完了した年月日，再資源化等をした施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要した費用

(ｶ) ホルムアルデヒド及びＶＯＣ対策

a　品質

建設工事に使用する材料等は，設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし，次の(a)から(e)までに掲げる物とすること。

(a) 合板，木質系フローリング，構造用パネル，集成材，単板積層材，ＭＤＦ，パーティクルボードその他の木質建材，ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は，ホルムアルデヒドを放散させないか，又は放散が極めて少ない物

(b) 保温材，緩衝材及び断熱材は，ホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか，又は放散が極めて少ない物

(c) 接着剤は，フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し，ホルムアルデヒド，アセトアルデヒド，トルエン，キシレン及びエチルベンゼンを放散させないか，又は放散が極めて少ない物

(d) 塗料は，ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン及びエチルベンゼンを放散させないか，又は放散が極めて少ない物

(e) (a)，(c)及び(d)の材料等を使用して作られた家具，書架その他の什器類は，ホルムアルデヒドを放散させないか，又は放散が極めて少ない物

b　水準

室内空気に含まれるホルムアルデヒド及びＶＯＣ（Volatile Organic Compounds：揮発性有機化合物）対策として，工事後の施設の引渡しに当たっては，当該施設の室内空気環境が厚生労働省の指針値以下の状態であることを次により確認すること。

(a) 測定対象物質

ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，スチレン及びエチルベンゼン

(b) 測定方法

測定は，官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について（平成15年４月１日付け国営建第１号・国営設第１号）に定めるところによるものとする。

(c) 測定対象室

測定対象室は，次の①から④までに示す室のうち，事務室，会議室，待合室その他の主要な室及び継続的な換気が見込まれない居室で代表的な室とし，測定点数は，おおむね各室面積５０㎡ごとに１測定点以上となるよう適宜設定すること。

① 合板類，フローリング，集成材，単板積層材，ＭＤＦ，パーティクルボードその他でホルムアルデヒドを含有する建材を使用した室

② 壁紙，ビニル床タイル，ビニル床シート，ビニル幅木，石こうボードその他の施工に測定対象物質を含有する接着剤を使用した室

③ 合成樹脂塗り床，塗装工事，シーリングその他で測定対象物質を含有する塗料，材料，溶剤等を使用した室

④ ユニット，収納家具，書庫その他で測定対象物質を含有するもの及び塗装したものを工事で設置した室

(ｷ) 施工体制

a　施工体制台帳

建設業法に基づく施工体制台帳に係る書類及び施工体制図を作成する場合は，次の

事項を追加すること。

(a) 安全衛生責任者名，安全衛生推進者名及び雇用管理責任者名

(b) 管理技術者及び主任技術者（下請負者を含む。）の顔写真

(c) 一次下請負人となる警備会社がある場合は，その商号又は名称，現場責任者名及び工期

b　施工体制の点検

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第 127号）第13条第２項の規定により，市から施工体制について点検を求めるられることがある。

(ｸ) ダンプトラック等による過積載等の防止

事業者グループは，工事用資機材等の積載超過のないように注意すること。

(ｹ) 低騒音型・低振動型建設機械の使用

建設工事においては，低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成９年建設省告示第1536号）に基づき，国土交通大臣が型式指定を行った低騒音型建設機械を使用すること。

(3) 工事監理業務の進め方

ア　概要

工事監理業務は，基本的に建築士法（昭和25年法律第202号）上の工事監理者の立場で行う業務を行うこととし，同法第２条第６項，第18条第３項並びに第20条第２項及び第３項に該当する業務を中心とする。

指導監督に関する業務は，建築士法第21条に規定するその他の業務のうち，建築工事の指導監督に該当する業務とする。

事業者グループは，業務を行うに当たり，建設工事着手前に，工事監理計画書を作成し，市と協議しなければならない。また，業務の進捗に合わせて工事監理計画書の内容を変更した場合は，速やかにその部分を市に提出しなければならない。

事業者グループは，工事期間中に，市が個別に発注する工事があった場合は，これにかかわる調整を行うものとする。

イ　業務の内容

事業者グループは，市と事業者グループとが協議して定める工事監理区分表に従い，次に掲げる業務を行うものとする。

(ｱ) 必要な設計図書の作成

a　設計の意図を明確に請負者に伝えるための詳細図及び細部の仕様について必要な図書の作成

b　設計変更に伴う変更図面，数量積算調書等の作成

c　業務上必要な図書，見本等の整理保管

(ｲ) 市の監督員（以下「監督員」という。）の業務に対する補助又は監督員に代わって行う業務

a　工程表，現場代理人，主任技術者及び下請負者等に関しての助言

b　工事の変更及び工事期間の延伸短縮に関しての助言

c　中間検査，出来形検査及び完成検査への立会い

d　現場搬入材料の検収，機器製品の工場検査並びに各種試験への立会い及びその結果の記録

e　工事工程会議等の運営

f　その他監督員が必要と認める事項に関しての補助

(ｳ) 請負者に対する業務

a　設計図書に適合した施工が確保されるよう，監督員と密接な連絡をとりながら常時現場を巡視し，厳正かつ誠意をもって行う請負者への指導と施工の確認

b　請負者から提出された施工計画書，施工図及び材料見本等についての検討及び確認

c　その他工事の不適当な事項について監督員と協議し，指示を受けた業務の処理

ウ　業務報告

(ｱ) 事業者グループは，工事監理業務日報を作成し，１週間ごとに監督員に提出すること。

(ｲ) 事業者グループは，施工者から提出された月間工事工程表を調製し，１箇月ごとに監督員に報告すること。

エ　重要な報告事項

事業者グループは，監督員が特に報告を求めた重要な事項については，原則として，すべて文書で報告しなければならない。

オ　重要な指示事項

施工者に対する重要な指示事項については，その経過を打ち合わせ指示書に記録し，監督員に報告すること。

カ　見え隠れ部分の処理

事業者グループは，工事の完成後外面から明視できなくなる工事工程については，現場立会いの上確認を行い，その結果を写真等で記録し，工事監理業務報告書に記載すること。

キ　記録

事業者グループは，請負者との打ち合わせ記録や指示事項をはじめ，現場搬入材料の確認，諸試験の記録等のすべてを，監督員の求めに応じて閲覧できるよう常に整理保管し，業務の終了後監督員に提出するものとする。

ク　完了届の添付書類

事業者グループは，完了届の提出の際に，業務委託実績報告書を添付するものとする。

ケ　業務担当者

事業者グループは，工事監理業務を遂行するために，次に掲げる技術者を現場に派遣し，原則として常駐させなければならない。この場合において，(ｳ)に掲げる者が(ｴ)に掲げる者を兼ねることを妨げない。

(ｱ) 総括及び建築担当　１人

(ｲ) 電気設備担当　１人

(ｳ) 機械設備担当　１人

(ｴ) 空調設備担当　１人

第３　火葬炉整備業務要求水準

１　火葬炉設備要件

(1) 基本要件

ア　火葬炉設備工事概要

(ｱ) 火葬炉設置基数

a　火葬炉

９基（標準炉８基，大型炉１基）

b　胞衣炉

１基（胞衣等の焼却用）

(ｲ) 設計上の留意すべき事項

・諸設備は，高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有するものとすること。

・省力化及び諸経費の軽減に十分配慮した設備とすること。ばい煙，悪臭，騒音等の公害の発生防止に十分配慮するものとし，無煙・無臭化を目指すものとする。

・火葬開始後は，いかなる部位の故障があっても，予備の機器や他系列の設備を介する等し，当該火葬炉内で火葬を完了させるものとすること。

・作業環境，労働安全及び衛生に十分配慮すること。

・火葬に係る作業全般において，自動化を図り，コストの低減を目指すものとすること。

・将来の火葬炉設備の更新等を考慮した設備配置とすること。

イ　火葬炉設備主要項目

(ｱ) 火葬重量

a　火葬重量

本施設には，標準炉及び大型炉を設置する計画であり，これらの火葬重量は，次のとおりとする（燃焼計算書の基本要件では，遺体重量を75kgとする。）。

区分	遺体重量	棺(かん)重量	副葬品
標準炉用	60～ 75kg	20kg	５kg
大型炉用	75～120kg	25kg	５kg

b　最大棺(かん)寸法

区分	長さ	幅	高さ
標準炉用	2,000㎜	600㎜	500㎜
大型炉用	2,300㎜	700㎜	600㎜

(ｲ) 火葬炉主要機能

火葬炉の主要機能は，次のとおりとする。

a　火葬時間

(a) 標準炉

主燃バーナ着火から主燃バーナ消火までの時間は，通常60分とする。

火葬時間は，火葬計画を遂行する上で最も重要な要素であるので，時間厳守が可能なようにバーナ容量等について十分な検討を行うこと。

(b) 大型炉

排ガス処理容量に対応するため，標準炉より火葬時間を延長することを前提とすること。

(c) 冷却時間

炉内冷却と前室冷却は，冷却を開始してから15分程度で収骨が可能な温度になるものとすること。

b　運転回数（火葬炉）

２回／炉・日（最大３回／炉・日）

c　使用燃料

都市ガス（13A）

d　主要設備方式

(a) 炉床方式

台車式

(b) 排気方式

強制排気方式（２炉に対し１排気系列以上）

e　燃焼監視・制御

各火葬炉について，燃焼，冷却，排ガス状況等の監視，各機器の制御をコンピューター等で行うものとする。また，主要項目のデータについては，記録して市へ提示し，市の確認を受けるものとする。

f　異常・非常時の運転

・炉内温度，炉内圧，排ガス温度等に異常が生じた場合には，適切に対応し，火葬を継続できる運転システムとすること。

・当該系列の排気系統が故障（排ガス冷却器に熱交換器を使用する場合は，熱交換器の故障を含む。）した場合に，他系列を介するなどして排気できる手段を講じること。

・災害時等の停電時には，発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。

・停電時においても，強制排気方式による運転を行うものとし，同一時間帯に運転が想定される最大の火葬炉数に対応した排気を行うこと。この際バグフィルターは使用しなくてもよいものとする。

・発電設備の容量は，上記条件及び他の火葬場設備の運転条件を考慮して，決定すること。

g　公害防止基準

(a) 排ガス基準

排ガス基準は，各排気筒出口における火葬一工程の平均値として次表に示すとおりとする。また，示された基準値等は，特に断りがない限り，酸素濃度12%換算値とする。

規制物質	基準値
ばいじん量	0.01g/Nm^{3}以下
硫黄酸化物	30ppm以下
窒素酸化物	250ppm以下
塩化水素	50ppm以下
ダイオキシン類	1ng-TEQ/Nm^{3}以下

(b) 臭気基準

臭気基準は，次表に示す基準値以下とする。

①　臭気指数（敷地境界）　12

②　排気筒出口における規制基準（悪臭防止法第４条第１項第２号による悪臭物質の種類ごとの流量）

特定悪臭物質の種類	アンモニア，硫化水素，トリメチルアミン，プロピオンアルデヒド，ノルマルブチルアルデヒド，イソブチルアルデヒド，ノルマルバレルアルデヒド，イソバレルアルデヒド，イソブタノール，酢酸エチル，メチルイソブチルケトン，トルエン，キシレン
規制基準は次の換算式によって得られた排出口からの排出量によって規制される ｑ＝0.108×Ｈｅ２・Ｃｍ ｑ　　特定悪臭物質の排出流量（Nm^3／h） Ｈｅ　補正された排出口の高さ（ｍ） Ｃｍ　敷地境界における規制基準値（ppm）	

③　敷地境界における臭気基準

規制物質	基準値	規制物質	基準値
アンモニア	1　　ppm	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm	イソブタノール	0.9　　ppm
硫化水素	0.02 ppm	酢酸エチル	3　　ppm

硫化メチル	0.01 ppm	トルエン	1 ppm
二酸化メチル	0.009ppm	スチレン	0.4 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	キシレン	1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm	ノルマル酪酸	0.001 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	ノルマル吉草酸	0.0009ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm

(c) 騒音基準

騒音基準は，全炉運転時に次表に示す基準値以下とする。

測定位置	時間区分		基準値
国道と反対側の敷地境界線	昼間	8：00～19：00	55デシベル
	朝夕	6：00～ 8：00 19：00～22：00	50デシベル
	夜間	22：00～ 6：00	45デシベル
作業室			80デシベル
炉前ホール			60デシベル

(d) 振動基準

振動基準は，全炉運転時に次表に示す基準値以下とする（国道４号と反対側の敷地境界）。

時間区分		基準値
昼間	8：00～19：00	60デシベル
夜間	19：00～ 8：00	55デシベル

(e) その他

・火葬炉は，２炉に対し１排気系列以上とすること。

・本項に特に指定しないものについては，関係法令・関係例規によるものとする。

ウ　胞衣炉

胞衣炉は，胞衣産わい物，臓器等を専用に焼却するもので，その性能は，標準火葬炉と同等（前室及び化粧扉を除く。）とする。

エ　設備機能の確保

本要求水準書に特に明記されていない事項であっても，要求水準達成のために必要な設備，又は性能を発揮させるために当然必要とされるものについては，事業者グループの責任にお

いて完備しなければならない。

オ　材料及び機器

(ｱ) 基本事項

使用する材料及び機器は，すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で，かつ，日本工業規格（JIS），電気学会電気規格調査標準規格（JEC），日本電気工業会標準規格（JEM）に規格が定められているものはすべて，これらの規格品を使用しなければならないほか，次の項目にも適合するものとする。

・高温部に使用される材料及び機器類は，事業者グループの判断により選定すること。

・腐食性環境で使用する材料は，耐蝕性に優れているものとすること。

・摩耗のおそれのある環境で使用する材料は，耐摩耗性に優れているものとすること。

・屋外で使用されるものは，耐候性に優れているものとすること。

・駆動部を擁する機器は，低騒音･低振動性に優れているものとすること。

なお，使用する材料及び機器は，過去の実績，公的機関の試験成績等を十分検討の上，選定するとともに，できる限り汎用品を使用するよう努めるものとする。

(ｲ) 機材メーカーの選定基準

本設備に使用する材料及び機器類は，事業者グループの判断により選定し，特許及び実用新案等の工業所有権については，事業者グループの責任において必要に応じた措置を講じるものとする。

カ　排ガス等検査と保証事項

(ｱ) 排ガス等検査

事業者グループは，完成時及び毎年１回，市の立会いの下，次に掲げる検査条件により，排ガス等の検査を実施し，その検査結果を市に報告するものとする。

なお，排ガス等の検査は，市が指定する検査機関に委託するものとする。

・排ガス等検査は，イの(ｲ)のｇの(a)から(e)までの公害防止基準に掲げた項目について実施する。なお，事業者グループは,検査方法等を明記した検査要領書を作成し，市の承諾を得なければならない。

・大気汚染にかかわる測定（排ガス，臭気）は，２炉１排気系列の場合，原則として２炉１排気系列同時運転（実運転）時に実施し，１炉１排気系列の場合，１炉１系列運転（実運転）時に実施し，完成時はいずれの場合も全系列について行い，その後は毎年市が指定する１系列について行うものとする。

・騒音，振動にかかわる測定は，完成時の全炉運転（空運転）時に行い，その後は検査項目から除外するものとする。

・排ガス等の検査の実施時期は，市と協議して決定するものとする。

・検査項目ごとの測定方法，分析方法等は，関係法令及び規格等に準拠して行うものとす

る。

・排ガス等検査の結果，大気汚染にかかわるイの(ｲ)のｇの(a)及び(b)の公害防止基準のうち１項目でも基準値を満足しない系列がある場合は，その原因を速やかに市に報告して事業者グループの責任において改善を行い，改めて当該系列の再検査を行うものとする。

・上記検査以外に，集じん灰のダイオキシン類の検査を毎年実施するものとする。

(ｲ) 保証事項

a　責任施工

事業者グループは，本要求水準書等に明示されていないものであっても，性能を発揮するために必要な設備等は，事業者グループの負担で整備しなければならない。

b　保証内容

(a) 機器の保証

・運営・維持管理期間中は，すべての機器の性能・能力を保証するものとする。

・運営・維持管理期間中に生じた設計，施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は，事業者グループの負担により速やかに補修，改造又は交換しなければならない。

(b) 性能の保証

・標準炉及び胞衣炉については，本要求水準書に記載された火葬・冷却時間，運転回数能力及びイの(ｲ)のｇの(a)から(e)までの公害防止基準を遵守しなければならない。

・大型炉については，火葬時間を除く性能保証事項は，標準炉と同等とする。

(2) 機械設備工事仕様

ア　共通事項

(ｱ) 一般事項

・設備の保全及び日常点検に必要な歩廊，さく，手すり，架台等を適切な場所に設けること。なお，作業能率，安全性を十分考慮した構造とすること。

・機器の配置の際は，点検，整備，修理等の作業を安全に行えるよう周囲に十分な空間と通路を確保すること。

・高所に点検等の対象となる部分のある設備では，安全な作業姿勢で行える作業台を設けること。

・騒音，振動を発生する機器類は，防音，耐震対策が講じられたものとすること。

・回転部分，運転部分，突起部分には，保護カバーを設けること。

・電動機は，用途に応じた構造形式及び使用環境に適した保護形式のものとすること。

(ｲ) 歩廊・作業床・階段工事

・歩廊，作業床，階段の床，点検口付近の床等は，グレーチングやチェッカープレートな

ど安全性等に配慮したものを設置すること。

・通路は，段差を設けないものとし，障害物が避けられない場合は踏み台等を設け，歩行時等の安全性を確保すること。

・必要に応じて，手すり，ガードを設ける等十分な転落防止策を講じること。

・歩廊は，原則として行き止まりを設けないこと（二方向避難の確保）。

・階段の傾斜角（原則として45度以下），蹴上，踏み面は，統一すること。

(ｳ) 配管工事

・使用材料及び口径は，使用目的に最適な仕様のものを選定すること。

・建築物の貫通部及び配管支持材は，美観を損なわぬよう留意すること。

・振動を考慮し，必要箇所に防振継手を使用すること。

・バルブ類は，定常時の設定（「常時開」等）を明示すること。

(ｴ) 保温・断熱工事

・火葬炉設備の性能保持，作業時の安全確保及び作業環境保全のために，必要な箇所に保温，断熱工事を行うこと。

・外装材等は，使用環境に最適な材料を選定すること。

・高温となる機器類は，断熱被覆を行い，危険表示等の必要な措置を講じること。

・ケーシング表面温度は，50℃以下となるように設計・施工すること。

(ｵ) 塗装工事

・機材及び装置等は，原則として現場搬入前に錆止め塗装をすること。

・塗装部は，汚れや付着物の除去，化学処理等の素地調整を十分行うこと。

・塗装材は，塗装箇所に応じ耐熱性，耐蝕性，耐候性等を有するものとすること。

・塗装仕上げは，錆止め塗装補修後，原則として中塗り１回，上塗り２回とすること。

・機器類は，原則として機器名を表示すること。

・配管類は，各流体別に色分けをし，適当な箇所に流体名と流動方向を表示すること。

(ｶ) その他

・機器類は，原則として名称を表示すること。

・火葬業務に支障が生じないよう自動操作の機器は，手動操作への切り替えができるものとすること。

・本設備は，地震時の安全及び施設機能の確保が図れるように設計・施工すること。

・火葬中の停電時においても，安全かつ迅速に復旧して火葬業務を継続できるものとすること。

・将来の火葬炉の更新等を考慮した機器配置とすること。

イ　燃焼設備

(ｱ) 主燃焼室

a　一般事項

・ケーシングは，鋼板製とし，極力隙間から外気の侵入がない構造とすること。

・ひつぎの収容，焼骨の取出しが容易である等維持管理面を考慮した構造とすること。

・炉の構造材は，使用場所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとすること。

・断熱扉（ひつぎ搬入口）は，開閉装置の故障の際に手動で開閉できるものとすること。

・胞衣炉は，主な仕様を標準炉と同等とし，主燃焼炉前で台車を支持・固定して清掃等ができる構造とすること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
型　　式	台車式
数　　量	標準炉８基，大型炉１基，胞衣炉１基
炉内温度	800～950℃

(ｲ) 炉内台車

a　一般事項

・ひつぎの収容，焼骨の取出しが容易なものとすること。

・十分な耐久性を有する構造とすること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
数　　量	標準炉用10台，大型炉用２台，胞衣炉用２台，その他必要数の予備を用意するものとする。
附 属 品	予備台車保管用架台等必要なもの一式

(ｳ) 炉内台車移動装置

a　一般事項

・前室及び主燃焼炉内において，炉内台車を安全に移動できるものとすること。

・機械的な故障時においても，手動による運転ができるものとすること。

・主燃焼炉内への空気の侵入を極力防止できる構造とすること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
数　　量	10台（大型炉，胞衣炉を含む。），その他必要数の予備を用意するものとする。
附 属 品	必要なもの一式

(ｴ) 再燃焼室

a　一般事項

・炉内排ガスのかくはん，混合性及び燃焼制御に優れた構造とすること。

・火葬開始時から，ばい煙，臭気，ダイオキシン類の分解に必要な性能を有するものとすること。

・最大排ガス発生時の滞留時間は，850℃保持域内で１秒以上とすること。

・排気筒内の一酸化炭素濃度が50ppm（酸素濃度12％換算値：１工程の平均値）以下となるよう燃焼条件等を考えること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
型　　式	主燃焼炉直上型
数　　量	10炉（胞衣炉を含む。）
炉内温度	800℃～950℃（設定温度850℃）

(ｵ) 燃焼装置

a　主燃焼炉用バーナ

(a) 一般事項

・火葬に適した性能を有し，安全確実な着火と安定した燃焼ができるものとすること。

・低騒音で安全性が高いものとすること。

(b) 主要項目

項　　目	内　　容
数　　量	10基
燃　　料	都市ガス（13Ａ）
着火方式	自動着火方式
傾動方式	電動式（故障時には手動で傾動が可能なこと。）
操作方式	自動制御（手動操作に切り替えができること。）
附 属 品	着火装置，火炎監視装置，燃料制御装置，その他必要なもの一式

b　再燃焼炉用バーナ

(a) 一般事項

・ガスとの混合接触が十分に行える火炎形状となるものとすること。

・安全確実な着火と安定した燃焼ができるものとすること。

・低騒音で安全性が高いものとすること。

・５分程度で800℃まで昇温できる容量とすること。

(b) 主要項目

項　　目	内　　容
数　　量	10基
燃　　料	都市ガス（13A）
着火方式	自動着火方式
操作方式	自動制御（手動操作に切替えができること。）
附 属 品	着火装置，火炎監視装置，燃料制御装置，その他必要なもの一式

c　燃焼用空気送風機

(a) 一般事項

・容量は，実運転に支障がないよう余裕があり，安定した制御ができるものとすること。

・低騒音，低振動のものとすること。

(b) 主要項目

項　　目	内　　容
数　　量	10基
風量制御方式	事業者グループの提案による。

ウ　通風設備

(ｱ) 排風機

a　一般事項

・実運転に支障がないよう風量，風圧に余裕がある容量であるものとすること。

・排ガスに対する耐熱性，耐蝕性を有するものとすること。

・軸受の冷却は，空冷式とすること。

・低騒音，低振動であるものとすること。

・排ガスの異常高温時に排風機等を保護するためのシステムを設けること。

b　主要項目の提案による。

項　　目	内　　容
形　　式	事業者グループの提案による。
数　　量	５基以上
風量制御方式	回転数制御方式（インバーター方式）

(ｲ) 煙道

a　一般事項

・冷却装置，集じん装置，排気筒を除く排ガスの通路とすること。

・ダストたい積のおそれがない構造とすること。

・適所に点検口等を設け，内部の点検・補修がしやすい構造とすること。

・熱による伸縮を考慮した構造とすること。

・当該系列の排風系統が故障（排ガス冷却器に熱交換器を使用する場合は，熱交換器の故障を含む。）した場合に，他系列を介するなどして排気できる手段を講じること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
数　　量	５系列分以上
風量制御方式	点検口等，必要なもの一式

(ｳ) 排気筒

a　一般事項

・騒音発生の防止，排出ガスの大気拡散，雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。

・耐振性，耐蝕性，耐熱性を有するものとすること。

・排ガスの偏流がなく，測定が安全に行える位置に測定口（100Ａ×2）及び測定用のステージ等を設けること。なお，炉機械室内に測定時の足場に代替できる通路等が確保されている場合は，測定用ステージ等の設置は，不要とするものとする。

b　主要項目

項　　目	内　　容
数　　量	５基以上
附 属 品	点検口，点検用ステージ（必要に応じて），排ガス，臭気の測定口

エ　排ガス冷却設備

(ｱ) 排ガス冷却器

a　一般事項

・再燃焼炉から排出される高温ガスを，指定する温度まで短時間で均一に降温できる構造とすること。

・耐熱性，耐蝕性に優れた材質とすること。

・ダイオキシンの再合成の防止に十分配慮すること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
形　　式	空気式熱交換器
数　　量	５基以上
風量制御方式	出口温度200℃以下

(ｲ) 冷却用空気送風機

a　一般事項

・容量は，実運転に支障がないよう余裕があり，安定した制御ができるものとすること。

・低騒音，低振動のものとすること。

b　主要項目

風量制御方式（事業者グループの提案とする。）

オ　排ガス処理設備

(ｱ) 集じん装置

a　一般事項

・排ガスが偏流しない構造とすること。

・排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。

・捕集したダストは，自動で集じん装置外に排出され，その後，灰排出装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送するものとすること。

・室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。

・バイパスダンパー及びダクトで構成するバイパスを設けること。バイパスダンパーは，排ガス温度や停電等により自動でバイパス側へ切り替わるものとするが，切替えに際しては，集じん装置等の各設備に影響が出ないように制御できるものとすること。

・結露対策として，加温装置を設けること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
形　　式	バグフィルター
数　　量	５基以上
処理風量	余裕率15％以上
設計排ガス温度	200℃以下
設計出口含じん量	0.01g/Nm^{3}以下

(ｲ) 集じん灰排出装置

a　一般事項

・集じん装置で捕集した集じん灰を室内に飛散させることなく，残骨灰吸引設備へ自動で移送できる構造とすること。

・保守点検が容易な構造とし，適所に点検口を設けること。

b　主要項目

数量一式

カ　附帯設備

(ｱ) 炉前化粧扉

a　一般事項

・遮音，断熱を考慮した構造とすること。

・表面の意匠は，市との協議により決定するものとする。

・開閉操作は，炉前操作盤で行うこととし，手動開閉も，可能であるものとすること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
形　　式	両引き分け戸方式（左右）
数　　量	標準炉用８組，大型炉用１組
要部材質	SUS304

(ｲ) 前室

a　一般事項

・遮音，断熱を考慮した構造とすること。

・遺族等の目に触れる部分は，尊厳性を損なわない構造及び材質とすること。

・炉内台車等の清掃が容易にできる構造とすること。

・炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てるものとすること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
形　　式	標準炉８組，大型炉１組
能　　力	炉内及び前室内での冷却により，15分以内で収骨可能な能力とする

(ｳ) 残骨灰・集じん灰吸引設備

a　一般事項

・台車，集じん装置等の清掃のため，残骨灰用及び集じん灰用の吸引設備を各１系列設けること。

・吸引装置は，各系列とも複数箇所を同時吸引できる能力を有するものとすること。

・低騒音で，保守点検が容易な構造とすること。

・吸引装置の操作は，吸引口側でできるものとすること。

・灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）は，自動とすること。

・吸引装置の捕集粒径は，排ガス処理設備の集じん装置と同等とすること。

・捕集した残骨灰，集じん灰は，市が指定した容器に封入・保管し，市が承諾した処理業者に引き渡すものとする。なお，処理に係る費用は，事業者グループの負担とする。

・胞衣炉は，吸引クリーナー（耐熱型）で残骨灰の清掃を行うものとすること。

b　主要項目

(a) 残骨灰用

装　　置		数　　量	払落し方式
吸 引 装 置		1 基	－
集じん装置	サイクロン	1 基	自動
	バグフィルター	1 基	

(b) 集じん灰用

装　　置		数　　量	払落し方式
吸 引 装 置		1 基	－
集じん装置	サイクロン	1 基	自動

c　吸引口

項　　目	残骨灰用		集じん灰用
	前室用	収骨室用	集じん装置用
数　　量	9 箇所	3 箇所	5 箇所以上
附 属 品	吸引ホース，その他必要なもの一式		

炉内台車清掃用の別室を設置する場合は，この別室にも吸引口を設けるものとし，この場合の収骨室用の吸引口数量は，事業者グループの提案によるものとする。

(ｴ) ひつぎ運搬車

a　一般事項

ひつぎ運搬車は，ひつぎを霊柩車から告別室及び炉前まで運搬し，さらに前室内の炉内台車上にひつぎを安置するための専用台車とする。

・電動走行式とするが，手動切替えで容易に走行できる構造とすること。

・炉内台車上へひつぎの安置が容易に行える装置（電動式）を備えるものとすること。

・美観に優れた材質で作製するものとすること。

・バッテリーは，1 日の通常作業が可能な容量とすること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
形　　式	電動走行式（充電器内蔵）
数　　量	事業者グループの提案による。

(ｵ) 炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）

a　一般事項

炉内台車運搬車は，炉内台車を運搬するための専用台車とする。

・電動走行式とするが，手動切替えで容易に走行できる構造とすること。

・炉内台車の出入りを自動で行える装置を備えるものとすること。

・バッテリーは，１日の通常作業が可能な容量とすること。

・遺族等が火傷するおそれがない構造とすること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
形　　式	電動走行式（充電器内蔵）
数　　量	事業者グループの提案による。

(ｶ) 胞衣炉用残灰吸引クリーナー

a　一般事項

胞衣炉用残灰吸引クリーナーは，胞衣炉等の残骨灰の吸引及び炉内清掃に利用するもので，可搬式とする。

b　主要項目

項　　目	内　　容
形　　式	可動式集灰器（耐熱型）
数　　量	１台
電　　源	ＡＣ100Ｖ（50Hz）
バケット容量	20L程度

(ｷ) 遺体霊安庫（冷蔵庫）

a　一般事項

・ひつぎの収容・取出しが容易なものとすること。

・庫内寸法・冷却能力に余裕を持たせるものとすること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
数　　量	２遺体分
庫内寸法	長さ2,300㎜，幅700㎜，高さ600㎜のひつぎが安置できる寸法
材　　質	SUS304

(ｸ) 代替燃焼設備

a　一般事項

代替燃焼設備は，故障や災害時等のインフラ設備の供給停止等により火葬が中断したときに，火葬を完了させるための非常用装置とする。

・主燃焼炉を対象とすること。

・燃料は，事業者の提案による。

・燃料タンク等の必要機器を備えた可搬式ユニット構造とすること。

b　主要項目

項　　目	内　　容
数　　量	１台
能　　力	火葬可能な火炎をおおむね60分間放射できること。

(ｹ) 災害時火葬燃料保管・供給設備

災害時等において都市ガスの供給が受けられなくなった場合は，盛岡ガス株式会社から優先的にプロパンガスの供給を受ける協定を締結する予定である。供給されるプロパンガスを使用して火葬が実施できるようプロパンガスの保管スペースの確保，ガスボンベとの接合及び火葬炉への供給等必要な設備を設置すること。

・供給形態：50ｋｇガスボンベ

・保管スペース：14件の火葬が実施できる量の保管スペースを確保すること。

・関連法令に適合していること。

(3) 電気・計装設備工事仕様

ア　一般事項

以下に示す仕様は，火葬炉設備に必要なすべての電気設備工事及び計装設備工事に適用するものとし，電気・計装設備工事は，火葬炉設備の運転及び管理面で作業能率の向上及び安全が図れるものとしなければならない。

・火葬炉設備の安定した運転，制御に必要な装置及び計器等を設けるものとする。

・計装項目は，計装制御一覧表（資料－２）の内容を標準とする。

・機器の運転管理は，現場操作盤及び中央監視室の両方で行えるものとし，プロセス監視に必要な機器，表示器，警報装置等を具備するものとする。また，現場操作盤での操作が中央監視室より優先されるシステムとするものとする。

・火葬炉設備で使用する電源は，動力用は三相200V（50Hz），制御用は単相100V（50Hz）とする。

・火葬炉設備の将来の更新などを考慮し，動力部は原則として２炉１排気系列以上を１単位として計画するものとする。

・円滑な管理・運営を目的とした運営支援システムと連携可能な機能を有するものとする。

イ　機器仕様

(ｱ) 一般事項

・計装用配線は，動力用はCVケーブル等，制御用はＣＶＶケーブル，ＣＶＶＳケーブル等目的及び使用環境に適したものを使用すること。

・電線管は，原則として金属管とすること。

・電線の敷設には，必要に応じてケーブルラックを使用すること。

・使用機器は，極力汎用品の中から選択すること。

・盤類は，搬入及び将来の更新等を考慮した形状，寸法とすること。

・3.7kw以上の電動機には，電流計を設けること。

・各電動機には，原則として現場操作盤を設けること。

・電子機器は，停電時に異常が生じないようバッテリー等でバックアップを行うこと。

(ｲ) 動力制御盤

本設備に必要な動力制御盤を設置すること。動力制御盤は，事業者グループの判断により適所に分割して設置してもよいものとする。

(ｳ) 火葬炉現場操作盤（１画面又は２画面）

a　内蔵機器

項　　目	内　　容
運転状態表示器	タッチパネル方式。カラー液晶型とし，すべてのデータが表示されるとともに，すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること。
その他の機器	操作機器 一式，計装計器 一式，異常警報装置 一式，その他必要なもの一式

b　数量

10面

c　主要機能

項　　目	内　　容
タッチパネル式表示・操作機能	各機器の操作が手動で可能なものとすること。
自己診断機能	インバータの動作，排煙濃度計の動作，酸素濃度計の動作等のチェックが可能なものとすること。

(ｴ) 中央監視制御盤（１画面又は２画面）

・火葬炉設備の運転情報を系統別に監視室で集中監視できるものとし，必要な運転情報等のデータストレージを行えるものとすること。また，各炉にすべての機器の手動運転を中央監視制御装置により行えるものとすること。

・各計測データ，火葬開始・終了時間等を収集・バックアップし，日報・月報・年報の帳票が作成でき，その結果を印字できるとともに，ＣＤ-ＲＯＭ等の外部の記憶装置に保存できるものとすること。なお，各計測データは，連続して記録するものとする。

・停電によるシステムへの障害の発生を防止するため，無停電電源装置を設けてシステムの保護を行えるものとするが，中央監視制御装置が機能しない場合でも，火葬が可能なシステムとすること。

・本制御盤の機能は，運営・支援システムと相互に接続され，火葬開始・終了時間や火葬

の進行状態，故人，喪主等の氏名表示等のデータの共有化ができるものとするが，機能の一部は，燃焼制御装置等に含めてもかまわないものとする。

・各種センサーの信号は，コンピューター等で収集できるものとするが，センサーの設置位置については，事業者グループの提案によるものとする。

a　内蔵機器

運転状態表示器，操作機器，計装計器，異常警報装置，燃焼管理装置，データストレージ機器その他必要なもの

b　数量

各一式

c　主要機能

項　　目	内　　容
運転状態表示機能	主要機器の動作状態，火葬時間，主燃炉温度，再燃炉温度，炉内圧，排煙濃度，酸素濃度，炉出口ダンパー開度，冷却器入口温度・圧力，冷却器出口温度・圧力，バグフィルター差圧，排風機出力，集じん装置バイパスダンパー開閉，排風機バイパスダンパー開閉，その他のバイパスダンパー開閉，排気筒排ガス温度，排気筒CO・O_2 濃度等の表示機能
プロセスデータ及びトレンドの収集･表示・記録（保存）機能	運転状態表示機能に示す機能及び集じん装置ホッパー温度のプロセスデータ及びトレンド
その他機能	故障表示及び記録機能，遠隔操作機能，案内放送システム機能，火葬計画の作成･表示機能，運営支援システムとの連携機能

(ｵ) 炉前操作盤（化粧扉開閉用）

炉前化粧扉の操作機能及び運営･支援システムの表示機能等を有するものとすること。なお，故人，喪主等の氏名等の表示データについては，運営・支援システムとデータの共有化ができるものとする。

項　　目	内　　容
機　　能	化粧扉開閉，故人，喪主等の氏名等の表示等
数　　量	９面

(ｶ) その他の制御盤，操作盤

前記した制御盤及び操作盤以外に必要な盤類については，名称，内蔵機器，数量等を明

記するものとする。

(ｷ) 燃焼監視装置

適正な燃焼状態を監視するため，CO，O2計を排気筒に設置すること。

項　　目	内　　容
形　　式	酸素，一酸化炭素２成分計
数　　量	５基以上
測定レンジ	CO：0～1,000ppm，O_2：0～25vol％

(ｸ) モニター設備

a　排気筒監視カメラ

項　　目	内　　容
形　　式	ズーム式カラーカメラ(可動式：屋外仕様)
数　　量	２台
附 属 品	稼動雲台，ワイパー，その他必要なもの一式

b　場内監視カメラ

項　　目	内　　容
形　　式	ドーム型カラーカメラ（固定式）
数　　量	８台（車寄せ用１台，告別室用２台，炉前ホール用２台，収骨室用３台）

c　モニター

項　　目	内　　容
形　　式	液晶ディスプレー（カラー）
数　　量	排気筒監視用　２台（うち１台は，事務室に設置） 炉前ホール監視用　２台（うち１台は，事務室に設置） 車寄せ監視用　２台（うち１台は，事務室に設置） 告別室・収骨室監視用：（事業者グループの提案による。）

ウ　その他の用具等の仕様

事業者グループは，市と協議の上，運営・維持管理期間中に必要な保守点検工具，予備品，消耗品その他必要なものを購入し，リストを作成し，市に提出するものとする。

(4) 運営・支援システム

ア　概要

本システムの概要は，受付システムから受信した当日の受付情報，炉の稼働状況，告別室，

収骨室等の施設の空き情報等と連携して案内表示，放送情報等を作成するものとする。また，この情報を場内各所の表示装置やCRTに表示し，遺族等，会葬者及び職員に提供するものとする。

イ　システム構成

本システムは，以下の構成を基本とするものとする。

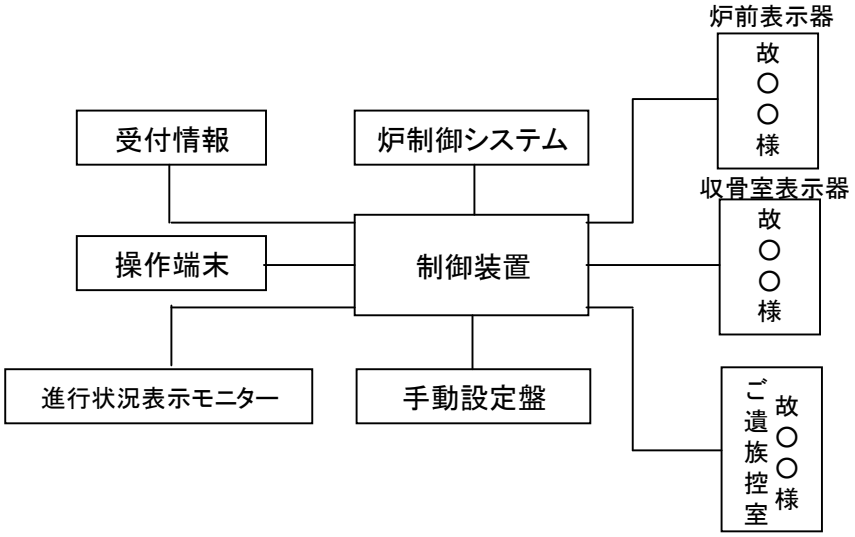

2　業務の要求水準

(1) 火葬炉設計業務

ア　概要

設計業務は，事業提案をそのまま実施することを求めるものではなく，契約時の要求水準を基に，市と十分に協議を行い，遂行するものとする。

(ｱ) 基本設計

基本設計は，火葬炉設備を概略的に示す程度の業務とせず，基本的な設備諸元，機能を確定し，実施設計に移行した場合に実施設計業務が支障なく進められるものとする。主要な寸法，おさまり，材料，技術等の検討を十分に行い，空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について，基本方針と解決策が盛り込まれた内容とするものとする。

(ｲ) 実施設計

実施設計は，(ｱ)の基本設計が確認された後，これに基づく工事の実施に必要かつ事業者グループが工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とするものとする。

イ　設計図書の作成

(ｱ) 図面の作成

図面の作成は，建築ＣＡＤ図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）によるものとする。

(ｲ) 設計に係る資料の提出

図面その他の設計に係る資料は，建築設計業務等電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により市に提出しなければならない。

(ｳ) 基本設計図書の提出

基本設計終了時に，市に提出する設計図書は，次表のとおりとする。

図書名	大きさ	部数
基本設計概要書	Ａ４判 Ａ３判	３部 ３部
第２原図	Ａ３判	１部
陽画焼付製本	Ａ３判	３部
各種計算書	Ａ４判	１部
工事概算書	Ａ４判	１部
電子媒体（ＣＤ－Ｒ）		３部
打合せ記録簿	Ａ４判	１部

(ｴ) 実施設計図書の提出提出

工事着手前に，市に提出する実施設計図書は，次表のとおりとする。

図書名	大	部数
原図	Ａ１判	１部
第２原図	Ａ１判 Ａ３判	２部 ２部
陽画焼付製本	Ａ１判 Ａ３判	８部 ２部
各種計算書	Ａ４判	３部
工事概算書	Ａ４判	１部
電子媒体（ＣＤ－Ｒ）		３部
打合せ記録簿	Ａ４判	１部

ウ　設計及び施工の工程表の作成

事業者グループは，設計着手前に，設計及び施工の工程表を作成し，市に提出しなければならない。

エ　打合せ及び記録

事業者グループは，市と打合せを行ったときは，その内容について，その都度書面（打合せ記録簿）に記録し，相互に確認しなければならない。

オ　設計説明書の作成

事業者グループは，設計の着手時に，設計に当たっての基本的な方針をまとめた設計説明

書を作成し，市に提出しなければならない。なお，市は，設計の内容が，本要求水準書及び事業計画書に適合しないと認めるときは，事業者グループに是正を求めることができる。

(2) 火葬炉建設業務

ア　建設業務の進め方

火葬炉建設業務は，設計図書に基づいて業務を行うこととし，火葬炉建設に当たっては，建物工事との調整を十分に行わなければならない。

また，事業者グループが市に提出すべき建設工事中の記録，報告書の作成及び提出については，次に掲げるところによる。

(ｱ) 事業者グループが提出すべき記録，報告書等の作成及び提出

事業者グループが市に提出すべき品質管理に係る記録，報告書等は，公共建築におけるＩＳ9001：2000適用電気工事施工管理要領（平成15年度版）及び公共建築におけるＩＳＯ9001：2000適用機械工事施工管理要領（平成15年度版）の内容に則して作成しなければならない。

また，事業者グループは，上記による確認結果を記録し，工事監理状況報告により，当該記録を市に提出しなければならない。

(ｲ) 書類及び書類の提出時期

a　施工計画及び品質管理計画を示した書類　各部位の施工前

b　計画に基づき適切に施工したことを示す施工報告等の書類　各部位の施工後

(ｳ) その他

事業者グループは，火葬炉の主要な設備の区分ごとに，出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し，市に提出しなければならない。また，月間工程表を作成し，前月の末日までに市に提出しなければならない。

事業者グループは，火葬炉建設にかかわる代金額による出来高を算出し，工事期間中は，その出来高による進捗（ちょく）状況報告書を毎月市に提出しなければならない。また，実施工程表に記載された出来高予定との変動が５％を超えて遅延した場合は，その理由を明確にして，翌月の10日までに，市に報告しなければならない。

イ　使用材料の詳細に係る確認

事業者グループは，設計及び建設工事において，材料の色，柄，表面形状等の詳細に係る内容について，適宜市にその内容を提示し，確認を得なければならない。また，その結果をもって市に説明を行い，調整の必要な事由が生じた場合は，市と協議するものとする。

ウ　市有財産台帳附属図面の調製

事業者グループは，市が指定した様式により火葬炉に関する市有財産台帳附属図面を作成し，次表に定めるところにより，工事完了後速やかに，市に提出しなければならない。

図面名	大きさ	部数
原図	Ａ３判	１部
第２原図	Ａ３判	１部

エ　完成図の作成

完成図は，工事完成時における工事目的物たる火葬炉の状態を明瞭かつ正確に表現したものとし，次に掲げるところにより，作成するものとする。

(ｱ) 図面の作成は，建築ＣＡＤ図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）によるものとする。

(ｲ) 完成図の作成に当たっては，市と協議するものとする。

(ｳ) 工事完了後，市に提出する完成図は，次表のとおりとし，営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）によるものとする。

図書名	大きさ	部数
原図	Ａ１判	１部
第２原図	Ａ１判 Ａ３判	２部 ２部
陽画焼付製本	Ａ１判 Ａ３判	８部 ２部
電子媒体（ＣＤ－Ｒ）		３部

オ　火葬炉の保全に係る資料の作成

事業者グループは，保全に係る資料として，火葬炉が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料を作成し，火葬炉建設工事完了後，次表に定めるところにより，市に提出しなければならない。

なお，その際には，各設備の操作マニュアル等も添付すること。

図書名	大きさ	部数
ファイル綴じ	Ａ４判	３部
電子媒体(ＣＤ－Ｒ)		３部

カ　事業記録の作成

事業者グループは，完成引渡し時までの概要と経緯及び技術的資料を整理し，取りまとめた火葬炉に関する事業記録を作成し，完成引渡し時以降に，市に３部提出しなければならない。

なお，事業記録の作成に当たっては，全体の構成計画を作成し，その内容について，市と協議するものとする。

キ　その他

(ｱ) 施工中の安全確保

事業者グループは，常に工事の安全に留意して現場管理を行い，施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。

(ｲ) 施工中の環境保全

事業者グループは，火葬炉建設工事に際して，法令，例規等を遵守するほか，建設工事公衆災害防止対策要綱に従い，工事の施工の各段階において，騒音，振動，粉塵，臭気，大気汚染，水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努めること。

また，作業環境の改善，作業現場の美化等に努めること。

(ｳ) 災害時等の対応

事業者グループは，災害及び事故が発生した場合は，人命の安全確保を優先するとともに，二次災害の防止に努め，その経緯を速やかに市に報告すること。

(ｴ) 施工体制について

事業者グループは，火葬炉整備企業の施工体制を明確にしなければならない。

市は，事業者グループに対して，施工体制について点検を求めることがある。

第４　火葬炉運転・保守業務要求水準

１　基本的な考え方

(1) 火葬炉運転・保守業務の目的

この火葬炉運転・保守業務は，火葬炉を適切に運転するとともに，保守管理を行うことにより，本施設の機能を維持し，公共サービスの提供に支障を及ぼすことを防止するとともに，快適な本施設の利用を確保することを目的として実施されるものである。

(2)　費用の負担

運営・維持管理期間中の火葬炉の運転及び保守に要する費用は，事業者の負担とする。なお，そのうち，火葬炉の運転に要する光熱水費は，市の負担とする。

火葬炉の運転に要する光熱水費について，提案時の使用量と実際の使用量が大幅に異なった場合は，事業者はその原因を究明し，報告書を作成して市に提出するものとする。その原因が事業者グループにある場合には，市はサービス対価を減額することがある。

２　業務の要求水準

(1) 火葬炉運転業務

ア　業務内容

・事業者は，火葬炉の取扱説明書，事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルに従って火葬を行うこと。

・事業者は，適切な焼骨の状態になるまで，火葬を行うこと。

・事業者は，火葬炉の運転の記録として，次表に示す運転日誌，事故記録等を作成し，運転日誌及び運転記録については，５年以上保存する。

運転日誌	①　火葬炉運転日誌 ②　胞衣炉運転日誌
運転記録	①　プロセスデータ及びトレンドの記録 ②　燃焼監視の記録 ③　収骨室の利用記録 ④　定期点検整備記録 ⑤　火葬炉設備にかかわる備品・消耗品量等の記録

イ　留意点

(ｱ) 適切な所要時間の維持

おおむね，正味火葬時間は60分程度，前室による冷却は15分程度とし，事業者は，適切な時間で対応できるよう職員の配置に考慮しなければならない。

(ｲ) 適切な焼骨状態

・事業者は，遺体や副葬品の状況に合わせて，適切な焼骨となるようにしなければならない。

・事業者は，出炉時に，焼骨がある程度まとまった形で遺族等の目に触れるよう努めなければならない。

・副葬品の燃え残り等がある場合は，事業者の判断で除去することなく，そのまま出炉させなければならない。

(ｳ) 機器故障時の対応

・事業者は，機器が故障しないよう日ごろから火葬炉保守業務との連携に努めなければならない。

・万が一，火葬中に機器トラブルが発生した場合には，原因追跡を行い，安全を最優先した上で，火葬の続行・完了に最大限の努力をしなければならない。

・事業者は，運転監視により，異常が発見された場合には，速やかに市に報告するとともに，必要な対応策を講じなければならない。

(ｴ) 環境への配慮

・事業者は，環境保全に配慮して火葬炉の運転を行わなければならない。

・事業者は，計器によって得られる情報を有効に活用し，適切な運転を行うことによって，火葬炉の排ガス中のダイオキシン類の濃度，ばいじん，硫黄酸化物，窒素酸化物，一酸化炭素及び塩化水素の削減に取り組まなければならない。

(ｵ) 遺族等の感情への配慮

・事業者は，遺族等の気持ちや遺体の尊厳に配慮がなされるよう，必要に応じて職員に研修等を実施しなければならない。

(2) 火葬炉保守業務

ア　業務の対象

火葬炉保守業務は，火葬炉及び胞衣炉並びにそれらに関連する機器等を対象とし，日常点検・巡視，定期点検・測定・整備等の業務を行うものとする。

イ　業務内容

(ｱ) 性能維持等

・事業者は，事業契約書等に定められた所要の性能と機能及び第３の１の（1）のイの(ｲ)のｇの(a)から(e)までの公害防止基準を遵守すること。

(ｲ) 機器故障時の対応

・事業者は，日常点検等を十分に行うことによって，機器が故障しないように努めなければならない。

・事業者は，万が一，火葬中に機器トラブルが発生した場合は，原因追跡を行い，安全を最優先した上で，火葬の続行・完了に最大限の努力をした上で，火葬炉等の修繕や保守を行わなければならない。

・事業者は，定期点検等により，異常が発見された場合には，速やかに市に報告するとともに，必要な対応策を講じなければならない。

・点検及び故障等への対応は，計画書に従って，速やかに実施しなければならない。

(ｳ) 修繕業務の実施

事業者は，修繕等が必要と思われる場合は，迅速に調査・診断を行い，修繕等を実施しなければならない。

事業者は，火葬炉保守業務を遂行するに当たって，本要求水準書のほか，建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（平成15年版）に準拠するものとする。

(ｴ) 設備管理記録の作成及び保存

事業者は，設備の運転・点検整備等の記録として，次表に示す点検記録及び整備記録等を作成しなければならない。点検記録は５年以上，整備記録等は運営・維持管理期間中保存するものとする。

点検記録	① 燃料供給設備点検表 ② 動力設備点検表 ③ 燃焼設備点検表 ④ 駆動設備点検表 ⑤ 炉体点検表 ⑥ 排ガス処理設備点検表 ⑦ 電気計装設備点検表 ⑧ 運営・支援システム点検表 ⑨ 附帯設備点検表（燃料供給設備を除く。）
整備記録	① 補修記録 ② 事故・故障記録

第５　運営業務要求水準

１　基本的な考え方

(1) 運営業務の目的

この運営業務は，本施設を適切な状態で運営することにより，本施設の機能を維持し，公共サービスの提供に支障を及ぼすことを防止するとともに，快適な本施設の利用を確保することを目的として実施されるものであり，特に次に掲げる事項について留意しなければならない。

ア　事業者による主体的な運営

・事業者は，本業務要求水準等に基づいて，自ら主体的に本事業を運営しなければならない。なお，市は，本施設に，市の職員は配置しないものとする。

・事業者が運営業務を円滑に進めるために葬祭業者等と協議する場合には，必要に応じて市は支援するものとする。

イ　優良なサービスの提供

・事業者は，本施設の供用開始の日から運営・維持管理期間満了の日までの間，本事業の円滑な運営，安全性の確保並びに施設の利便性及び信頼性の向上を目指し，運営業務を行わなければならない。

・本事業では，運営の内容によって本施設でのサービスの提供に対する市民等の評価に大きく影響を及ぼすものである。したがって，施設の運営に当たる職員等は，常に，より良い市民サービスの提供を心がけ，遺族等への思いやりのある謙虚で，親切な対応を行わなければならない。

・事業者は，研修の実施等を通じて職員の接遇の向上を図るとともに，遺族等及び会葬者の待ち時間の短縮や，快適な待ち時間の提供に努めなければならない。

・事業者は，本施設内における遺族等及び会葬者等の輻輳（ふくそう）の防止に配慮して，運営業務を行わなければならない。

ウ　事故の防止

・職員は，本施設内における遺族等に対する運営業務の各段階で，故人，喪主等の氏名を確認するなどし，ひつぎや焼骨の取り違え事故などが発生しないよう細心の注意を払わなければならない。

・事業者は，運営業務で得た個人情報の管理に十分注意し，適切な措置を講じなければならない。

・職員は，遺族等，会葬者，葬祭業者等から，金銭，物品等の心づけを受領してはならない。葬祭業者等からの中元歳暮等についても，同様とする。

エ　その他

・事業者は，障がい者の雇用に努めるものとする。

(2) 運営業務の業務の区分

運営業務の業務の区分は，次のとおりとする。

ア　施設利用予約受付業務

イ　車両等誘導業務

ウ　窓口受付業務

エ　告別業務

オ　炉前業務

カ　収骨業務

キ　残骨灰及び集じん灰処理業務

ク　待合関連業務

ケ　売店等運営業務

コ　公金徴収代行業務

サ　庶務的業務

シ　総括業務

(3) 費用の負担

運営・維持管理期間中の運営に要する費用は，事業者の負担とする。

2　基本要件

(1) 火葬場の経営者等

ア　火葬場の経営者

・本事業における墓地，埋葬等に関する法律第10条第１項に規定する火葬場の経営者は，市とする。

イ　火葬場の管理者

・墓地，埋葬等に関する法律第12条の規定により置くこととされている火葬場の管理者は，事業者の職員とする。事業者は，この管理者を選任するに当たっては，昭和46年６月29日付け環衛第119号旧厚生省環境衛生局長通知に配慮しなければならない。

ウ　指定管理者

・市は，本施設の管理を地方自治法第244条の２第３項の規定により事業者に行わせる予定である。

(2) 施設の開場日等

ア　休場日

・本施設は，現段階では，12月31日から翌年の１月２日まで，第２日曜日及び第４日曜日並びに市長が特に必要があると認める日を休場日とすることを想定しているが，事業者の提案により，休場日を開場日とすることがある。

イ　開場時間

・本施設は，現段階では，午前９時から午後５時までを開場時間とすることを想定しているが，事業者の提案により，開場時間を変更することがある。

ウ　使用料

・本施設の使用料は，現段階では，盛岡市火葬場条例に定めるとおりであるが，供用開始の日から使用料を改定することがある。

3　業務の要求水準

(1) 施設利用予約受付業務

ア　業務内容

・事業者グループは，市の本施設の利用の予約状況を，24時間365日把握できる予約受付システムを整備するものとする。

・予約受付システムで把握した予約状況を基に，円滑な受付けを行うこと。

イ　留意点

受付けに当たっては，本業務が公共事業であることにかんがみ，不公平，不透明な対応は行わないこと。特に，施設利用者の受付の順番には，注意すること。

(2) 車両等誘導業務

ア　業務内容

・霊柩車，遺族等，会葬者等の車両の適切な誘導を行うこと。

・遺族等及び会葬者を火葬棟内に誘導するとともに，遺族等にあっては，事務室で火葬の手続を行うよう案内すること。

イ　留意点

遺族等，会葬者，職員等の安全に十分配慮すること。

(3) 窓口受付業務

ア　業務内容

・遺族等から火葬許可証，火葬場使用許可書その他市長が必要と認める書類（以下「火葬許可書等」という。）の提出を受けること。

・遺族等から火葬場許可書等の提出を受けたときは，その内容を確認すること。この場合において，火葬場許可書等に不備がある場合は，職員は，その不備について，市に確認し，不備の内容を修正する必要があるときは，それを修正すること。

・火葬を行ったときは，火葬許可証等に火葬を行った日時を記入するとともに，火葬許可証等に火葬場の管理者の記名押印を行い，遺族等に火葬許可証等を返却すること。

・施設利用者等から火葬済証明書の交付申請（本施設の供用開始の日以降に本施設で火葬したものに係る申請に限る。）があった場合には，申請者と死亡者の関係，火葬記録等を確

認の上，火葬済証明書を交付するとともに，盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）に規定する手数料を徴収すること。

イ　留意点

・本業務に関連する法令，例規等の該当箇所に習熟し，これらに従って適正に処理すること。

・事業者は，職員を適正に配置し，受付窓口における遺族等の待ち時間を短縮する等に努め，サービスの低下を招かないようにすること。

・職員は，受付けに当たっては，不公平，不透明な対応はしないこと。

・何らかの問題が生じた場合は，担当職員限りで処理せず，事業者の管理者等が誠意を持って対応すること。

(4) 告別業務

ア　業務内容

・遺族等及び会葬者に対して告別の案内をすること。

・遺族等が供物等を持参した場合には，祭壇へ供物等の飾り付けを行うこと。

・焼香の準備をし，遺族等及び会葬者等の用に供すること。

・告別式終了後，祭壇の後片付け等を行うこと。この場合において，遺族等が持参した供物等の処分方法については，遺族等の意向を確認すること。

イ　留意点

・告別の様式は，喪主等にまかせること。

・火葬業務の円滑な進行のため，告別式は，20分程度以内とし，事業者及び職員は，適宜，遺族等，葬祭業者等の理解を得るよう努めること。

(5) 炉前業務

ア　業務内容

・ひつぎを告別室から入炉する火葬炉の前へ移動させること。

・喪主等に故人の氏名を確認すること。

・喪主及び遺族等に対して，ひつぎとのお別れを行う旨を述べ，ひつぎを入炉させること。

・入炉後，出炉予定時間等について説明するとともに，待合室への順路を案内すること。

イ　留意点

・職員は，入炉時に，故人の氏名を確認し，炉の施錠を喪主等の前で行い，炉の鍵を喪主等に預ける方法等により，焼骨の取り違え事故の発生の防止を図ること。

・ひつぎの入炉時の遺族等の安全に配慮すること。

(6) 収骨業務

ア　業務内容

・喪主等の前で出炉すること。

・収骨は，台車から直接焼骨を収集する方法によるものとし，焼骨を火葬炉から収骨室へ移

動させること。

・収骨室において，遺族等に対して収骨の方法を説明すること。

・いわゆる喉仏と胸仏を選別すること。

・遺族等から収骨の手伝いの依頼があったときは，可能な範囲内で，協力すること。

・副葬品の瓶の熔けたもの，本の焼け残り等明らかに焼骨以外の物と認められる物は，遺族等の同意を得た上で，廃棄物として処理すること。

・事務室で名札と交換に火葬済証明書を受領するよう遺族等に説明すること。

・火葬済証明書の手交時に，火葬済証明書の内容，重要性等について遺族等に説明すること。

・収骨終了後，遺族等にお帰り口を案内すること。

・遺族等が収骨室から退出後，収骨室内の清掃等を行い，次の遺族等に不快感を与えることがないようにすること。

イ　留意点

・職員は，出炉時に，鍵番号と炉番号を照合するとともに，故人の氏名を確認し，炉の開錠等を喪主等の前で行う方法等により，焼骨の取り違え事故の防止を図ること。

・ひつぎの出炉は，喪主等の安全に配慮すること。

・職員は，遺族等から収骨方法について説明求められたときは，遺族等に分かりやすく説明すること。

・職員は，収骨時間中，常に収骨室内にいる必要はないが，遺族等からの質問，各種の依頼等に即対応できるよう炉前ホール等収骨室近隣に待機していること。

・収骨時間の目途は，15分とし，長時間の収骨となり，全体の火葬業務の進行に影響を与えるおそれがあると認めたときは，職員は，適宜，遺族等，葬祭業者等の理解を得て，収骨時間の短縮に努めること。

(7) 残骨灰及び集じん灰処理業務

ア　業務内容

・残骨灰については，墓地，埋葬等に関する法律の趣旨にのっとり適切に収集すること。

・収集した残骨灰及び集じん灰を適切に保管すること。

イ　留意点

・最終的に残骨灰及び集じん灰が供養されるルートが確保されている業者を通じて適切に処分をすること。

(8) 待合関連業務

ア　業務内容

待合室の清掃，整理整とんを行い，次の遺族等が利用可能な状態にすること。なお，現時点では，給茶，食器の後片付け等については，遺族等が行うことを想定している。

イ　留意点

遺族等の利用者が分かりやすいように食器を保管するとともに，清潔感や衛生面の維持等に努めること。

(9) 売店等運営業務

ア　業務内容

・自動販売機を設置して飲食物等を販売すること。取扱商品については，事業者グループの提案による。

・売店の設置の有無にかかわらず，事業者は，本施設で最低限，のし袋及び筆記用具を販売するものとする。

・売店，軽食コーナーの設置を提案して採用された事業者にあっては，その提案内容により売店での販売，軽食コーナーでの飲食物の提供をすること。

イ　留意点

・本施設の雰囲気を損ない，遺族等及び会葬者に不快感を与えるようなものとしてはならないこと。

・本施設の供用開始の日以後に，売店，軽食コーナーを設置しようとする場合は，市の承諾を得るものとする。

・市は，自動販売機コーナー，売店，軽食コーナーの設置面積に応じ，盛岡市行政財産使用料条例（昭和40年盛岡市条例第9号）に定めるところにより，事業者から使用料を徴収する。

(10) 公金徴収代行業務

ア　業務内容

・事業者は，盛岡市手数料条例に規定する分骨の許可及び火葬済証明書の交付に要する手数料等を施設利用者から徴収するものとすること。

・申請者から徴収した手数料は，地方自治法施行令第158条の収納の委託に係る規定及び盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）等に従った取扱いを行うこと。

イ　留意点

・事業者は，施設利用者から徴収した手数料等を，自らの運転資金に充当してはならない。

・事業者は，構成員以外の第三者に，本業務を再委託してはならない。

(11) 庶務的業務

ア　業務内容

(ｱ) 勤務管理

・事業者は，職員の勤務計画を立案し，職員の業務内容の監督を行うこと。

・事業者は，原則として本施設で働く職員に制服，名札等を着用させ，常時身分証明書を携行させること。

(ｲ) マニュアルの作成等

事業者は，本施設でのサービスの質が，施設内で働く職員の能力，意欲に依拠する部分が大きいことをよく認識し，応対マニュアルを作成するとともに，定期的に職員教育・研修を実施すること。

(ｳ) 資料の作成等

・事業者は，墓地，埋葬等に関する法律において火葬場の管理者に作成が求められている資料を作成すること。なお，事業者は，市が必要とするときは，これらの記録を提出しなければならない。

・事業者は，本施設に係る月の初日から末日までの火葬数，障害発生内容，苦情内容等の記録を作成し，翌月の10日までにその記録を市に提出しなければならない。

・火葬場使用許可書は，火葬台帳を兼ねるものとし，保存期間は，30年とする。

・火葬台帳は，年度ごとに電子データ化し，１部を市が，１部を事業者が保存するものとし，その保存形式等は，市と事業者との協議により定めるものとする。

(ｴ) 資料の保管等

・事業者は，墓地，埋葬等に関する法律第15条第１項に規定する図面，帳簿又は書類等（この(ｴ)において「図面等」という。）を本施設に備え付けなければならない。

・事業者は，墓地，埋葬等に関する法律第15条第２項の規定による請求があったときは，市の文書の閲覧の手続の例により，図面等を閲覧に供さなければならない。

・事業者は，市が図面等の提出を求めるときは，これを市に提出しなければならない。

(ｵ) 庶務・広報業務

・事業者は，日常業務に関する電話等への応対，消耗品の補充等，事業者の判断で本施設の運営に必要な庶務業務を行うものとする。

・事業者は，本施設の案内リーフレットを作成し，見学者等必要とする者に配布しなければならない。

・事業者は，本施設での火葬の流れ，施設案内等を内容とするビデオ等を作成し，必要に応じ，本施設内で遺族等，会葬者等が視聴できる環境にするものとする。

・事業者は，本施設の視察の申出があったときは，市の承認を得て，本施設の業務運営に支障が生じない限り，その申出に対応しなければならない。

・事業者は，環境対策や火葬炉設備保護の観点から，遺族等の気持ちに十分配慮した上で，市民，葬祭業者等に対する啓発を行い，副葬品の減量に努めるものとする。

イ　留意点

・事業者は，職員の適正な配置により，本施設のサービスが低下しないように努めなければならない。

・事業者は，火葬場使用許可書原本（火葬台帳）を施錠できるところに保管及び保存する等により，個人情報の管理について，十分注意しなければならない。

(12) 総括業務

ア 業務内容

(ｱ) 市への報告業務

・事業者は，本事業の遂行に重大な影響を与え，又は与えるおそれがあると認められる事案が生じたときは，直ちに，市に報告しなければならない。

・事業者は，本要求水準書の定めに基づいて本事業を運営していく際に，不明な点が生じた場合には，必要に応じて市と協議するものとする。

・事業者は，各年度終了後３月以内に，公認会計士監査済決算報告書に基づいて，市に決算報告を行わなければならない。

(ｲ) 市への協力業務

市は，次に掲げる方法により，施設利用者等の意見，要望等を把握しするとともに，本施設のサービスの提供の内容を評価することとしており，事業者は，これに協力しなければならない。

a 意見箱設置への協力義務

市は，施設利用者を対象に，本施設において提供されたサービスの評価に関するアンケート調査を日常的に受け付けるアンケート回収ボックスの設置を考えており，事業者は，このボックスの設置及び管理（回答用紙の回収を除く。）について協力しなければならない。

b 葬祭業者等との意見交換会への協力義務

市は，本施設を日常的に利用する葬祭業者から，本施設の運営について意見等を聴く意見交換会の定期的開催を考えおり，事業者は，この開催に協力しなければならない。

イ 留意点

事業者は，誠意をもって市に協力しなければならない。

4 その他

(1) 引取手のない焼骨の供養の実施

ア 業務内容

(ｱ) 事業者は，火葬場使用申請者がお骨（胎児の骨を含む。）の引取りを希望しない場合にあっては，残骨については供養塔に納めるものとし，残灰については吸引機で吸い取り，残骨灰・集じん灰庫で保管するものとする。

(ｲ) 事業者は，年１回供養を実施するものとし，供養の実施に当たっては，市と事前に協議するものとする

イ 留意点

事業者は，供養に当たっては，遺族等の気持ち等に配慮するとともに，特定の宗教に偏っ

たものとしてはならない。

(2) 大規模災害時の対応

ア　業務内容

大規模災害により，市が必要と認めた場合（広域災害支援の観点から，市が他市町村民の火葬を積極的に行う事態が生じた場合を含む。）は，事業者は，受付時間，開場時間等を延長し，対応しなければならない。

なお，大規模災害により本施設に損傷等が生じた場合には，事業者は，早期復旧に努めるものとし，その状況を逐次市に報告しなければならない。

イ　留意点

事業者は，事態の重要性を認識して，誠意をもって市に協力しなければならない。

第６　維持管理業務要求水準

１　基本的な考え方

(1) 維持管理業務の目的

この維持管理業務は，建物，設備及び外構等の性能及び状態を常時適切な状態に維持管理することにより，本施設の機能を維持し，公共サービスの提供に支障を及ぼすことを防止するとともに，快適な本施設の利用を確保することを目的として実施されるものである。

(2) 維持管理業務の業務の区分

維持管理業務の業務の区分は，次のとおりとする。

ア　建物保守管理業務

イ　建物設備保守管理業務

ウ　緑地・外構等維持管理業務（市道三ツ割72号線に接する法面の維持管理を含む。）

エ　清掃業務

オ　警備業務

カ　環境衛生管理業務

キ　除雪業務

ク　備品等整備業務

ケ　大規模修繕業務

(3) 用語の定義

第６において用いる次に掲げる用語の意義は，それぞれに定めるところによる。

ア　点検　機能に異常又は劣化があるかを調べ，必要に応じて対応措置を判断することをいう。

イ　保守　建物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料等の取替，注油，汚れ等の除去，部品の調整等の軽微な作業をいう。

ウ　運転・監視　設備機器を稼動させ，その状況を監視し，及び制御することをいう。

エ　清掃　汚れを除去し，又は汚れを予防することにより，仕上げ材を保護し，又は快適な環境を保つための作業をいう。

オ　修繕　建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

(4) 費用の負担

運営・維持管理期間中の維持管理に要する費用（光熱水費（火葬炉設備の維持管理に要するものを除く。）を含む。）は，事業者の負担とする。

2　業務の要求水準

(1) 建物保守管理業務

項　　目	内　　容
1　建物保守管理業務の対象	本施設（建物部分）
2　業務の実施	(1) 事業者は，計画書に基づき，業務を実施しなければならない。 (2) 事業者は，修繕等が必要と思われる場合は，迅速に調査・診断を行い，修繕を実施しなければならない。 (3) 事業者は，実施業務の結果を記録しなければならない。 (4) 事業者は，建物保守管理業務の結果を，毎月１回，市に報告しなければならない。 (5) 事業者は，CASBEE－新築における評価を保守段階において満足する旨をCASBEE－既存により確認し，結果を３年ごとに市に報告しなければならない。
3　要求水準	事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。
ア　屋根	①　漏水がないこと。 ②　ルーフドレン，樋（とい）等が詰まっていないこと。 ③　金属部分がさび，腐食していないこと。 ④　仕上げ材の割れ，浮きがないこと。
イ　外壁	①　漏水がないこと。 ②　仕上げ材の浮き，剥落（はく），ひび割れ，チョーキング，エフロレッセンスの流出がないこと。
ウ　地下ピット	地下ピットの防水性が維持されること。
エ　建具（内・外部）	①　可動部がスムーズに動くこと。 ②　定められた水密性，気密性及び耐風圧性が保たれること。 ③　ガラスが破損，ひび割れしていないこと。 ④　自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。 ⑤　開閉・施錠装置は，正常に作動すること。 ⑥　金属部分がさび，腐食していないこと。

	⑦　変形，損傷がないこと。
オ　天井・内壁	①　ボード類のたわみ，割れ，外れがないこと。 ②　仕上げ材のはがれ，破れ，ひび割れがないこと。 ③　塗装面のひび割れ，浮き，チョーキングがないこと。 ④　気密性を要する部屋において気密性が保たれていること。 ⑤　漏水，かびの発生がないこと。
カ　床	①　ひび割れ，浮き又は摩耗及びはがれ等がないこと。 ②　防水性能を有する部屋において，漏水がないこと。 ③　歩行に支障がないこと。
キ　階段	通行に支障を来たさないこと。
ク　手すり	ぐらつき等機能に問題がないこと。

(2) 建物設備保守管理業務

項　　目	内　　容
1　建物設備保守管理業務の対象	本施設内の各種設備。ただし，火葬炉設備機器については，第４の２の(2)の火葬炉保守業務によるものとする。
2　業務の実施	(1) 事業者は，次の項目を含む計画書に基づき，業務を実施しなければならない。 ① 運転監視業務 ② 日常巡視点検業務 ③ 定期点検・測定・整備業務 (2) 事業者は，修繕等が必要と思われる場合は，迅速に調査・診断を行い，修繕を実施しなければならない。 (3) 事業者は，設備保守管理業務の結果を，毎月１回，市に報告しなければならない。
3　要求水準	事業契約書及び実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。
4　設備管理記録の作成及び保存	事業者は，設備の運転・点検整備等の記録として，運転日誌，点検記録及び整備・事故記録等を作成するものとする。運転日誌及び点検記録は３年以上，整備・事故記録等は運営・維持管理期間中保存しなければならない。

ア　運転日誌	①　電力供給日誌 ②　熱源機器運転日誌 ③　空調設備運転日誌 ④　温湿度記録日誌
イ　点検記録	①　電気設備点検表 ②　空調設備点検表 ③　給排水，衛生設備点検表 ④　残留塩素測定記録 ⑤　貯水槽点検記録 ⑥　飲料水水質検査記録 ⑦　空気環境測定記録 ⑧　防災設備点検記録 ⑨　各種水槽清掃実施記録
ウ　整備・事故記録	①　定期点検整備記録 ②　補修記録 ③　事故・故障記録
5　異常時の報告	事業者は，運転監視及び定期点検等により，異常が発見された場合には，速やかに市に報告しなければならない。

(3) 緑地・外構等維持管理業務

項　　目	内　　容
1　緑地・外構等維持管理業務の対象	(1) 緑地 敷地内の植栽等（市道三ツ割72号線に接する法面の維持管理を含む。） (2) 外構 ①　施設　ごみ置場，駐車場ライン，門扉，さく，擁壁等コンクリート構造物，案内板，外灯等 ②　敷地地盤　アスファルト舗装面等 ③　地中設備　埋設配管，暗渠（きょ）及び排水ます等
2 業務の実施	(1) 事業者は，計画書に基づき，業務を実施しなければならない。 (2) 事業者は，修繕等が必要と思われる場合は，迅速に調査・診断を行い，修繕を実施しなければならない。

	(3) 事業者は，実施業務の結果を記録しなければならない。 (4) 事業者は，植栽・外構維持管理業務の結果を，毎月１回，市に報告しなければならない。
3　要求水準	(1) 植栽 ①　植栽を良好な状態に保ち，かん水を行い，害虫や病気から防御すること。 ②　繁茂しすぎないように適宜剪(せん)定，刈込みを行うこと。 ③　風等により倒木しないように管理を行うこと。 ④　施肥，除草等は，計画的に行うこと。 (2) 外構 各施設，設備とも，本来の機能を発揮できる状態に保つこと。
4　薬剤散布，施肥の際の協議	植栽への薬剤散布又は化学肥料の使用に当たっては，関連法令を遵守し，環境等に十分配慮して行うこと。

(4) 清掃業務

項　　目	内　　容
1　清掃業務の対象	(1) この表の４の日常清掃，５の定期清掃及び６の外構清掃の項目において指定された範囲。ただし，電気が通電され，又は運転中の機器が近くにある等清掃に危険が伴う部分を除く。 (2) 備品，什(じゅう)器等の移動(椅子等軽微な移動を除く。)を除く。
2　業務の実施	(1) 事業者は，次の項目を含む計画書に基づき，業務を実施しなければならない。 ① 日常清掃業務 ② 定期清掃業務 (2) 事業者は，清掃業務の結果を，毎月１回，市に報告しなければならない。
3　要求水準	(1) 目に見えるほこり，染み，汚れがない状態を維持し，見た目に心地良く衛生的であること。 (2) 清掃は，できる限り，火葬業務の妨げにならないように実施すること。 (3) 箇所ごとに日常清掃及び定期清掃を組み合わせ，業務を実施すること。
4　日常清掃 ア　床	床仕上げに応じた適切な方法により，ほこり，ごみがないよう

【範囲】施設全般	にすること。
イ　ごみ箱，汚物容器，厨芥入れ等 【範囲】施設全般	それぞれの施設利用者の本施設到着前までには内容物がすべて空の状態になっており，汚れが付着していない状態にすること。
ウ　トイレ，更衣室，シャワー室（洗面台，鏡，衛生陶器を含） 【範囲】施設全般	① 衛生陶器類は，適切な方法により，見た目に清潔な状況に保つこと。 ②　トイレットペーパー，消毒用品等は，常に補充されている状態にすること。 ③　間仕切りは，落書，破損がない状態に保つこと。 ④　洗面台は，常に水あかの付着や汚れがない状態に保つこと。 ⑤　鏡は，染み，汚れがついていない状態に保つこと。
エ　その他の内部附帯施設（流し台，湯沸かし等） 【範囲】施設全般	清潔な状態に保つこと。
5　定期清掃 ア　床 【範囲】施設全般	①　ほこり，染み，汚れがない状態に保つ（繊維床を除く。）こと。 ②　繊維床の場合は，ほこり，汚れがない状態に保つこと。
イ　壁・天井 【範囲】施設全般	表面全体をほこり，染み，汚れのない状態に保つこと。
ウ　屋上，バルコニー 【範囲】施設全般	土，落ち葉等の汚れがない状態に保つこと。
エ　照明器具，時計，換気口 【範囲】施設全般	ほこり，汚れを落し，適正に機能する状態に保つこと。

オ　窓枠，窓ガラス 【範囲】施設全般	汚れがない状態に保つこと。
カ　金属，手すり，扉，扉溝，スイッチ類 【範囲】施設全般	ほこり，汚れがない状態に保つこと。
キ　ネズミ・害虫駆除 【範囲】施設全般	ネズミ，害虫等を駆除すること。
6　外構清掃 ア　外構清掃の範囲	①　建物周囲（エントランス周り，犬走り等） ②　敷地内舗装面 ③　側溝，排水管，汚水管，雨水ます ④　門扉，敷地内案内板等 ⑤　敷地境界周辺の土地（道路脇等） ⑥　ごみ置場
イ　外構清掃の内容	(1) 敷地内のごみ等が近隣に飛散して迷惑を及ぼすことを防止すること。 (2) 屋外排水設備（敷地内の側溝，排水ます等）の水流をごみ，落ち葉等で阻害させないこと。 (3) 日常清掃は，ごみ置場，エントランス周りについて行う（水洗い，除塵（じん）等）こと。 (4) 門扉，敷地内案内板等は，汚れが見苦しくなく，開閉がスムーズで表示が見やすい状態に保つこと。
7　清掃用具・衛生消耗品等の負担	清掃用器具，洗剤等の資機材やトイレットペーパー等の衛生消耗品の補充は，すべて事業者の負担とする。
8　資機材等の保管	資機材及び衛生消耗品は，計画書に示された場所に整理し，保管すること。
9　ごみの収集・集積	ごみは，収集し，所定の場所に集積すること。
10 用語の定義 ア　清掃	仕上げ材を保護し，快適な環境を保つため，掃いたりふいたりし

	て，ごみや汚れをなくしてきれいにする作業をいう。
イ　日常清掃	日単位等の短い周期で行う清掃をいう。
ウ　定期清掃	週単位，月単位又は年単位の周期で行う清掃をいう。
エ　資機材	資機材とは，次のような資材及び機材をいう。 ① 資材　洗浄用洗剤，樹脂床維持剤，パッド，タオル等 ② 機材　自在ほうき，フロアダスタ，真空掃除機，床磨き機等
オ　衛生消耗品	トイレットペーパー，水せっけん等をいう。

(5) 警備業務

項　　目	内　　容
1　警備業務の対象	敷地内の建築物を含むすべての財産の保全及び出入者への対応等
2　業務の実施	(1) 事業者は，計画書に基づき，業務を実施しなければならない。 計画書に加え，毎事業年度の開始前に，警備業務年間計画書を作成し，実施しなければならない。 (2) 事業者は，実施業務の結果を記録しなければならない. (3) 事業者は，警備業務の結果を，毎月１回，市に報告しなければならない。
3　要求水準	(1) 24時間，365日警備を行うこと。 (2) 警備担当人員は，１人以上とする。ただし，機械警備によることも可とする。
4　業務内容	
ア　出入者監視業務	時間外の出入者管理と不審者の侵入防止を行うこと。
イ　巡回業務	①　定期的に巡回を行い，安全を確認すること。 ②　不法侵入者を発見した場合は，警察への通報等適切な処置をとること。 ③　火災，盗難の早期発見と予防に努めること。 ④　巡回中に不審物を発見した場合には，警察への通報等適切な処置をとること。
ウ　緊急事態への対	①　火災が発生したときは，本施設内の施設利用者等を安全な場

応	所まで誘導するとともに，消火器等を使用して消防車が到着するまで初期消火に当たること。 ② 監視室等に設置された警報表示装置が発報した場合には，現場に急行し，応急措置を講じること。 ③ その他緊急の事態が発生したときは，現場に急行し，応急措置を講じること。 ④ 火災等の緊急の事態が発生したときは，直ちに市及び関係機関に連絡・通報すること。 ⑤ 地震や風水害による災害が発生したとき，又は発生するおそれがあるときは，直ちに初期措置を講じること。

(6) 環境衛生管理業務

項　　目	内　　容
1　環境衛生管理業務の対象	本件施設（衛生管理，環境測定対応等）
2　業務の実施	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき，環境衛生管理業務を実施しなければならない。この場合において，(1)の建物保守管理業務及び(2)の建物設備保守管理業務に重複する部分については，指揮監督の業務に限るものとする。
3　要求水準	(1) 事業者は，次に掲げるビル管理技術者による衛生管理，環境測定業務を実施しなければならない。 ① 管理業務計画の立案 ② 管理業務の指揮監督 ③ 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施 ④ 建築物環境衛生管理基準に関する測定，検査の評価 (2) 実施する衛生管理業務は，次に掲げる内容を含むものとしなければならない。 ① ビル衛生管理法によって定められた室内環境基準，測定方法に従い，浮遊粉塵(じん)の量，一酸化炭素の含有率，二酸化炭素の含有率，温度，相対湿度，気流等について測定 ② 水質検査業務 ③ 害虫防除・調査業務 (3) 事業者は，環境衛生管理業務実施の結果を毎年１回，市に報告しなければならない。

(7) 除雪業務

項　　目	内　　容
1　除雪業務の対象	本施設（外構，駐車場等，附帯施設含む。）
2　業務の実施	(1) 本施設内に降り積もった雪をたい積場所に排除し，路面の整正を行うこと。 (2) 作業時間は，施設利用者が不便を来たすことのない時間までに除雪を完了すること。 (3) 除雪に当たっては，建物あるいは樹木等を破損することのないよう十分注意すること。 (4) 事故の防止については細心の注意を払い，作業の従事に当たっては関連法規を厳守すること。 (5) 作業中において，物損，人身事故等が発生したときは，適切かつ迅速に対処するとともに，市に報告しなければならない。

(8) 備品等管理業務

項　　目	内　　容
1　備品等管理業務の対象	本施設（各種設備）
2　備品の管理	事業者は，本施設の備品について備品台帳を作成し，備品の管理を確実に行うこと。また，備品の更新及び修繕を行うこと。
3　用語の定義 備品	備品とは，比較的長期間にわたって，その性質，形状を変えることなく使用に耐える物で，購入価格がおおむね１万円以上のものをいう。具体的には，第２の４の(2)において，必要備品等として示しているものをいう。 なお，事業者が自用として使用する備品についても，適正に管理を行うこと。

(9) 大規模修繕業務

項　　目	内　　容
1　大規模修繕業務の対象	平成17年版建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房営繕部監修。以下「建築物のライフサイクルコスト」という。）第３編データベース編清算用データベースの「区分」によ

	り，本施設における次に掲げる部分に限る。 ① 屋根 ② 外部 ③ 電力 ④ 空調
2 業務の実施	(1) 事業者グループは，大規模修繕計画書を立案・作成し，これに基づき，業務を実施しなければならない。 (2) 事業者グループは，大規模修繕計画書の立案・作成に当たり，この内容について事前に市と協議し，承認を受けなければならない。 (3) 事業者は，業務を実施する際に該当する部位の調査・診断等を行い，市に実施内容及び時期の確認を受け，必要に応じて大規模修繕計画書を見直さなければならない。 (4) 計画更新年数が20年未満のものについて，上記の調査・診断結果により判定を行い，実施年度を先送りする場合でも，事業者グループが提案書の提出時に市へ提出する大規模修繕計画書に計画された回数の大規模修繕を事業期間内に行わなければならない。 (5) 事業者は，実施業務の結果を記録しなければならない。 (6) 事業者は，実施業務の結果を，毎年１回，市に報告しなければならない。
3 要求水準	(1) 建築物のライフサイクルコスト３編データベース編４．３清算用データベースにより，使用年数65年の場合にそって次に該当する部位について対策すること。ただし，計画更新年数20年のものは事業最終年度に大規模修繕を実施し，20年を超えるものについては大規模修繕を要しないものとする。 ① 時間計画保全とすべき ② 時間計画による保全が望ましい (2) (1)に記載ない部材については，当該部材に最も類似すると考えられるものの更新年数を参考に，計画更新年数を提案し，必要な大規模修繕を実施するものとする。なお，20年を計画更新年数とする部位については，判定によらず大規模修繕を実施するものとする。

第７　経営等管理要求水準

１　基本的な考え方

事業者グループは，事業期間を通じて，事業主体としての責任感を持ち，要求水準と自らが提案した事業計画に基づいて，適正かつ確実に事業を遂行しなければならない。そのため，自らの経営について適切に管理し，事業の安定性を維持するとともに，各業務を効果的に実施できる実施体制を構築するものとし、次に掲げる事項を満たさなければならない。

(1) 提案書に基づく事業実施体制となっていること。ただし，市が変更を認めた場合は，この限りでない。

(2) 各業務の実施に関する責任が明確な体制になっているとともに，構成員間等において，緊急時等の連絡体制やバックアップ体制が確保されていること。

２　事業者グループの体制等に関する報告

事業者グループは，次に掲げるところにより，次の書類を提出しなければならない。ただし，市が別途の措置を認めた場合は，この限りでない。

(1) 実施体制図

事業者グループは，本事業に係る実施体制図を，事業契約の締結後，市に提出すること。また，本事業に係る実施体制に変更があった場合は，その変更後に，変更後の実施体制図を市に提出すること。これらの場合において，その具体的な提出時期は，市と事業者グループの間で協議して定めるものとする。

(2) 事業者グループが締結する契約又は覚書等

事業者グループは，市以外の者を相手方として契約，覚書等を締結したときは，契約締結後10日以内に，当該契約書類，覚書等の写しを市に提出すること。当該契約書類，覚書等の内容を変更した場合も，同様とする。

(3) 保険の一覧

事業者グループは，要求水準及び事業提案に基づいて保険を付保したときは，その契約締結後10日以内に，当該契約書類，覚書等の写しを市に提出すること。付保している保険又は付保条件を変更した場合も，同様とする。

３　事業者の経営等に関する事項

(1) 財務に関する事項

事業者は，運営・維持管理期間を通じて，責任ある事業遂行を図ることができるように，健全な財務状況を維持するように努め，次に掲げる事項を満たさなければならない。

ア　提案書に基づく資金調達となっていること。ただし，合理的な理由がある場合は，この限

りでない。

イ　収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており，資金の不足が生じないこと。

ウ　財務的な問題が生じた場合には，直ちに市に報告するとともに，事業者及び構成員間で協議を行って改善策を策定すること。

エ　会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立されていること。また，本店の所在地を盛岡市内とすること。

オ　定款において，本事業の実施のみを事業者の目的とすることを定めていること。

カ　定款において，監査役及び会計監査人を置くことを定めていること。

キ　定款において，株式の譲渡制限を定めていること。

ク　創立総会又は株主総会において，取締役，監査役及び会計監査人を選任していること。

ケ　事業計画にあらかじめ示された出資者が，すべて事業者の株主となっていること。ただし，市が変更を認めた場合は，この限りでない。

コ　事業者の株主は，市の事前の書面による承諾がある場合を除き，原則として，事業期間が満了する日まで株式を保有していること。

サ　事業者の株主は，市の事前の書面による承諾がある場合を除き，事業期間中，原則として株式の譲渡，担保権の設定その他一切の処分をしないこと。

シ　選定された企業グループの構成員が事業者の株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有していること。

(2) 経営等に関する報告

事業者は，次に掲げるところにより，次の書類を提出しなければならない。ただし，市が別途の措置を認めた場合は，この限りでない。

ア　定款の写し

特別目的会社の設立後遅滞なく，定款の写しを市に提出すること。また，定款に変更があった場合は，その変更後10日以内に，変更後の定款の写しを市に提出すること。

イ　株主名簿の写し

特別目的会社設立後遅滞なく，会社法第121条に定める株主名簿（以下「株主名簿」という。）の写しを市に提出すること。また，株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合は，その変更後10日以内に，変更後の株主名簿の写しを市に提出すること。

ウ　株主総会の資料及び議事録

事業者は，自らの株主総会（臨時株主総会を含む。）の日から20日以内に，当該株主総会に提出し，又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出すること。

エ　取締役会の資料及び議事録

事業者は，取締役会を設置している場合は，取締役会の日から20日以内に，当該取締役会に提出し，又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出すること。

オ　計算書類等

(ｱ) 事業者は，定時株主総会の日から10日以内に，次に掲げる計算書類等を市に提出すること。

ａ　当該定時株主総会に係る事業年度における会計監査人による監査済みの会社法第435条第２項に定める計算書類及びその附属明細書

ｂ　ａに係る会計監査人による会計監査報告の写し

ｃ　当該事業年度におけるキャッシュ・フロー計算書その他市が合理的に要求する書類

(ｲ) 事業者は，各事業年度中において，３月ごとに貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書その他市が合理的に要求する書類を市に提出すること。

(ｳ) 事業者の財務状況が悪化し，市が必要と認めた場合には，事業者は，それらの書類を１月ごとに市に提出すること。

カ　事業収支計画

事業者は，事業費の改定が行われた場合には，その影響を反映し，かつ，オの(ｱ)に掲げる計算書類等と対比できる事業収支計画を作成して市に提出すること。この場合において，その提出時期については，市と事業者の間で協議して定めるものとする。

第８　その他

１　市への提出書類

(1) 基本的な考え方

事業者は，運営・維持管理期間中，火葬炉運転業務，火葬炉保守業務，運営業務及び維持管理業務の実施計画及びその実施状況を書類で市に報告し，市の確認を受けなければならない。その具体的な様式，内容，提出日等については，以下で特に規定している事項を除き，市と事業者が協議して定める。

(2) 提出書類

ア　業務計画書

・業務の実施に当たり事業者が市に提出する書類は，次表のとおりとする。なお，業務計画書の提出後に業務計画書の記載内容に変更があった場合又は市が業務計画書の記載内容を不適切と判断した場合は，事業者は，業務計画書を修正して再度提出しなければならない。

段階	提出書類及び記載内容例
運営業務開始前	①　業務基本計画書 ・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者及び必要な有資格者等の経歴，資格等 ・業務担当者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・苦情等への対応方法 ・非常時，災害時の対応及び体制 ・環境負荷低減への取組み ・その他 ②　長期業務計画書 ・事業期間を通じての業務を実施する上での計画等 ③　運営マニュアル ・個別業務におけるマニュアル ④　提出時期 ・運営業務開始６月前までに案を市に提出し，運営業務開始２月前までに完成版を作成すること。 ・完成版の提出以降も，社会水準や技術革新の変化を踏まえて，適宜修正すること。修正の時期，修正版の市への提出時期については，市と事業者グループの間で協議して定める。

年度ごと	①　年間業務計画書 ・年度における業務提供内容及び実施方法等 ②　提出時期 ・事業者は，前年度末までに市に提出する。

イ　業務報告書

業務の実施の状況について事業者が市に提出する書類は，次表のとおりとする。

段階	提出書類及び記載内容例
年度ごと	①　年間業務報告書 ・年度を通じての業務実施状況に関する報告 ②　提出時期 ・年度終了後５日以内
月ごと	①　月間業務報告書 ・対象月における業務提供内容 ・異常事項と対応内容 ・留意事項 ・翌月の業務実施方針 ・その他 ②　提出時期 ・対象月終了後５日以内

ウ　ア又はイに掲げる書類に相当する書類が第２から第７までの定めにより市に提出することとされている場合にあっては，ア又はイに掲げる書類の提出は要しないものとする。

エ　その他

・事業者は，業務の遂行に支障を来たすような重大な事象が発生した場合は，速やかに市に報告しなければならない。

・市から業務遂行上必要な報告，書類の提出依頼があった場合は，速やかに対応しなければならない。

２　業務実施に関する留意事項

事業者は，運営・維持管理期間中，火葬炉運転業務，火葬炉保守業務，運営業務及び維持管理業務の実施に当たり，次の事項を遵守しなければならない。

(1) 業務体制等

ア　事業者は，業務の実施に当たっては，その実施体制，業務担当者を市に届け出なければならない。

イ　事業者は，法令等により資格を必要とする業務の場合には，各有資格者を選任しなければ

ならない。

ウ　業務担当者は，業務従事者であることを容易に識別できるようにし，作業に従事しなければならない。

(2) 非常時の対応

ア　事業者は，事故・火災等への対応について，あらかじめ，市と協議し，防災計画を策定するとともに，その内容を職員に周知しなければならない。

イ　本施設内において事故・火災等が発生し，又は発生するおそれがあるときは，直ちに，初期措置を講じて被害拡大の防止に努めるとともに，市及び関係機関に通報しなければならない。

(3) ＩＥＳ又はＩＳＯの取得

事業者は，業務の実施に当たっては，供用開始の日から２年以内にＩＥＳ(いわて環境マネジメントシステム・スタンダード)の第１種以上又はＩＳＯ１４００１を認証取得するものとする。

3　事業期間満了に伴う明渡し

ア　本施設の事業期間満了時の状態は，適正な維持管理が行われ，本要求水準書に記載する施設整備の要求水準を満足している状態としなければならない。

イ　事業期間満了時の建物（建築，機械設備，電気設備及び昇降機設備をいう。）及び火葬炉設備は，２年以内の大規模修繕（「建築物修繕措置判定手法」（建設大臣官房庁営繕部監修）の大規模修繕に関する記述をいう。）又は更新を要しない水準で保全されていなければならない。

なお，火葬炉設備については，経常的な修繕を実施することにより，明渡し後２年以内の全面的な更新（部分的な更新を除く。）はないと想定されるが，明渡し後２年以内の大規模修繕又は更新を要しないとする水準については，市と事業者による現況把握の上，協議して定めるものとする。

ウ　市は，事業期間満了時において，本施設の性能が本要求水準書に定められた水準を満たしているかどうかの検査（以下「明渡し検査」という。）を行うものとし，明渡し検査の方法等については，おおむね資料－３によるものとする。

エ　市と事業者は，事業期間満了による本施設の明渡しに先立ち，明渡し前後の本施設の状態と明渡し後の本施設運営との適合性を考慮した修繕方針について協議を行うものとする。この場合において，事業者は，自己の費用負担で行うこととしていた大規模修繕の実施状況及び明渡しまでに実施を予定している修繕部位について修繕報告・計画書を作成し，市に提出しなければならない。

オ　修繕方法の協議の開始時期は，原則として明渡し期限の５年前から行うものとする。

カ　事業者は，各種マニュアル及び図面等の事業者から市に移管すべき書類については，事業期間満了時に，市にその内容を説明し，引き継がなければならない。